

第 10 節 給油取扱所の基準

1 危険物の取扱量

専用タンク、簡易タンク及び地下に埋設された廃油タンク並びに附随設備、ボイラー等の燃料タンク及び油庫等で容器に収納された危険物の総量とすること。

なお、附随設備等（燃料タンクを含む。）に収納されている危険物の数量の合計、容器内にある危険物の合計及びボイラー、自家用発電機等の危険物の消費量の合計は、それぞれ指定数量未満とすること。（S. 37. 4. 6 自消丙予第 44 号質疑、S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知）

2 屋外給油取扱所

(1) 給油空地

ア 基本的機能（H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知）

固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。

なお、給油空地には、間口 10m 以上、奥行 6 m 以上の矩形部分が含まれている必要があること。

イ 出入口（H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知）

道路に面する側の幅は、連続して 10m 以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合には、政令第 23 条の基準の特例の適用が必要であり、この場合には、幅 5 m 以上の出入口が 2 箇所以上あることが必要と考えられること。

ウ 通行できる広さ（H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知）

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ 給油を受けることができる広さ（H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知）

(ア) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

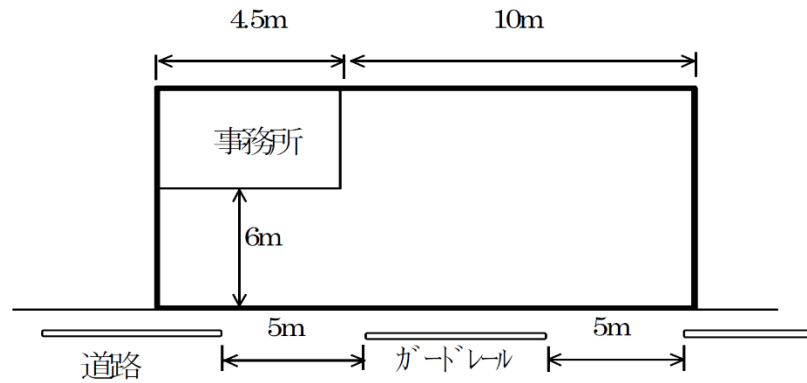
オ 政令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する空地内には、上屋の柱及びアイランド等の給油取扱所の構造上必要最小限のもの並びに給油業務等に関するもので安全上支障のないものに限る、設置することができるものであること。

カ 給油空地は、出入口及び固定給油設備等施設の配置を考慮し、作業に支障をきたさないよう実態に応じた空地を確保すること。

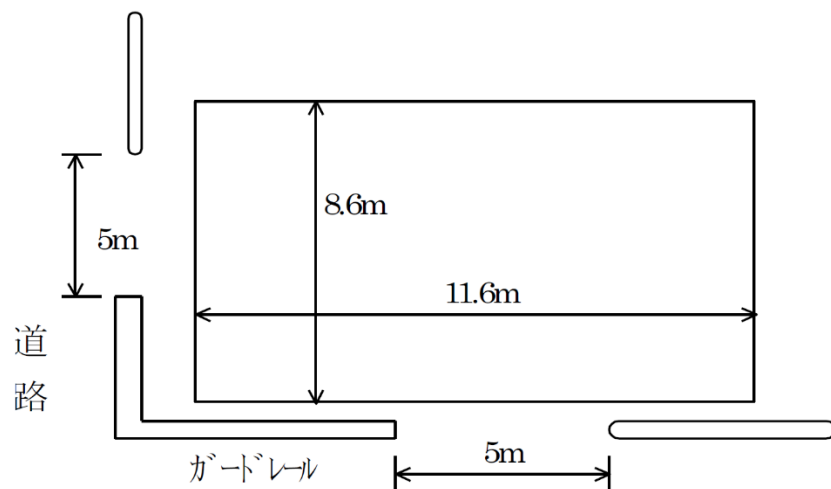
キ 角地の場合の間口は、主として自動車等が出入りする側であること。（S. 37. 4. 6 自消丙予第 44 号質疑）

ク 歩道又はガードレール等により、実際に自動車等が出入りする間口（10m）がとれない場合歩道の切り下げ又はガードレールの撤去部分を 2 箇所以上とし、それぞれ 5 m 以上の幅員を有すること。（S. 45. 5. 4 消防予第 81 号質疑）（第 2－10－1 図参照）

A



B



注 Aについては間口部分における道路境界線と事務所の間隔が、6m以上である場合に限り認められる。
Bは認められない。

第2-10-1図

- ケ 給油取扱所に接する歩道等の整備状況等により給油空地の間口と自動車等の乗り入れ部を同一のものとして確保できない場合は次によること。(H. 13. 11. 21 消防危第 127 号通知)
- (ア) 給油空地は、間口(主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ)を 10m以上とし、奥行を 6m以上とすること。
- (イ) 乗り入れ部はクによるほか車両の出入が円滑にできる幅(主たる乗り入れ部が 2 面の道路に各 1 箇所ある場合は 5m以上)を確保すること。
- (ウ) 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に充分見通せる位置関係とすること。

※ 参考通知

「給油取扱所の空地と固定給油設備の基準」(S. 39. 9. 1 自消丙予発第 95 号質疑)

「空地の一部に植込等を設ける給油取扱所について」(S. 47. 1. 7 消防予第 13 号質疑)

「給油空地等の明示について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「用水路上の鉄筋コンクリートスラブと間口」(S. 40. 4. 9 自消丙予発第 64 号質疑)

「自動車の出入側にガードレールの設けてある給油取扱所の完成検査」

(S. 43. 4. 3 消防予第 94 号質疑)

「道路との間に河川をはさんだ給油取扱所の取扱い」(S. 44. 3. 10 消防予第 50 号質疑)

(2) 注油空地

ア 基本的機能 (H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して判断すべきものであること。

イ 容器に詰め替えることができる広さ (H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

(7) 容器を包含するように保有されている必要があること。

(4) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

ウ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ (H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

(7) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。

(4) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

エ 固定注油設備の周囲に容器に詰替え又は容量 4, 000L 以下の移動タンク貯蔵所へ注入するための必要な空地（注油空地）を確保すること。

なお、注油空地は道路に接する必要はないが、給油空地と重複しないこと。

オ 注油空地は容器又は車両がはみ出さない十分な広さを有するものとする。

(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

※ 参考通知

「給油空地・注油空地について」(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

「注油空地の出入口について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「注油空地の規模について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

(3) 舗装

「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。(H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

※ 参考通知

「埋立地に新設する給油取扱所の保有空地」(S. 37. 10. 1 自消丙予発第 97 号質疑)

「給油設備の周囲の空地等」(S. 39. 5. 29 自消丙予発第 47 号質疑)

「敷地の一部が河川上にかかる危険物給油取扱所の取扱い」

(S. 40. 3. 22 自消丙予発第 43 号質疑)

「地盤面より上に給油取扱所の舗装面を設けることについて」(S. 47. 1. 10 消防予第 20 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤の舗装材について」(S. 53. 10. 5 消防危第 133 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤舗装用補修材」(S. 54. 7. 14 消防危第 75 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤の舗装材について」(S. 56. 7. 10 消防危第 87 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤舗装用表面仕上材について」(S. 57. 6. 9 消防危第 69 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤舗装用表面仕上材」(S. 59. 8. 22 消防危第 91 号質疑)

「給油取扱所空地地盤の舗装材」(S. 60. 10. 21 消防危第 118 号質疑)

「給油取扱所の空地地盤舗装用補修材について」(S. 63. 1. 30 消防危第 14 号質疑)

「給油取扱所の給油空地等以外の地盤面の舗装について」(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

(4) 滞留・流出防止措置

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置 (H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

(ア) 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

(イ) 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。

イ 漏れた危険物の滞留防止措置 (H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

(ア) 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。

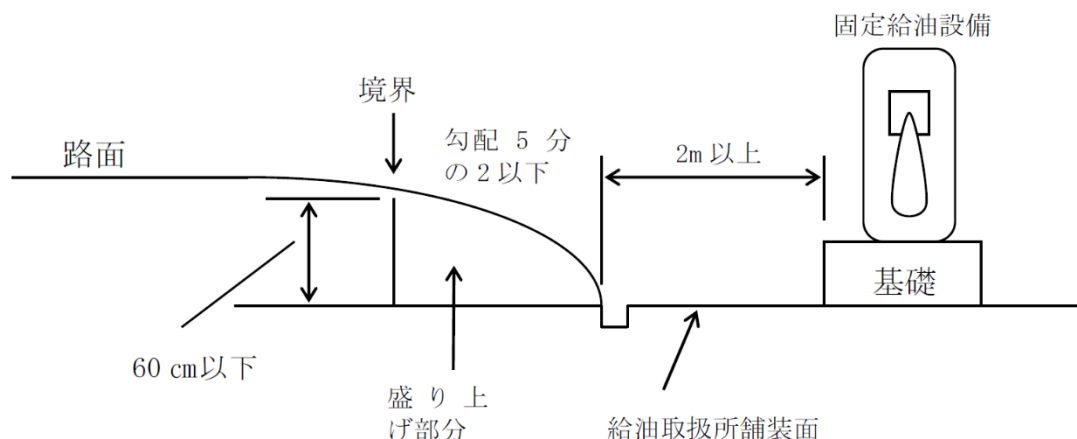
(イ) 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

道路のかさ上げと空地地盤の確保 (S. 44. 11. 25 消防予第 276 号質疑) 給油取扱所の周囲の地盤面が道路の改修等(かさ上げ等)のため、「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことに適合しなくなる場合は、次の(a)から(c)に掲げる措置を講ずることができる。(第2-10-2図参照)

a 改修等のされた道路と給油取扱所の境界部分の高低差が0.6m以下であること。

b 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が固定給油設備の基礎(以下「アイランド」という。)の道路に面する側から2m以上離れていること。

c 盛り上げの勾配が5分の2以下であること。



第2-10-2図

※ 参考通知

「道路の改修に伴うかさ上げ路面と給油取扱所の空地地盤面との高さについて」

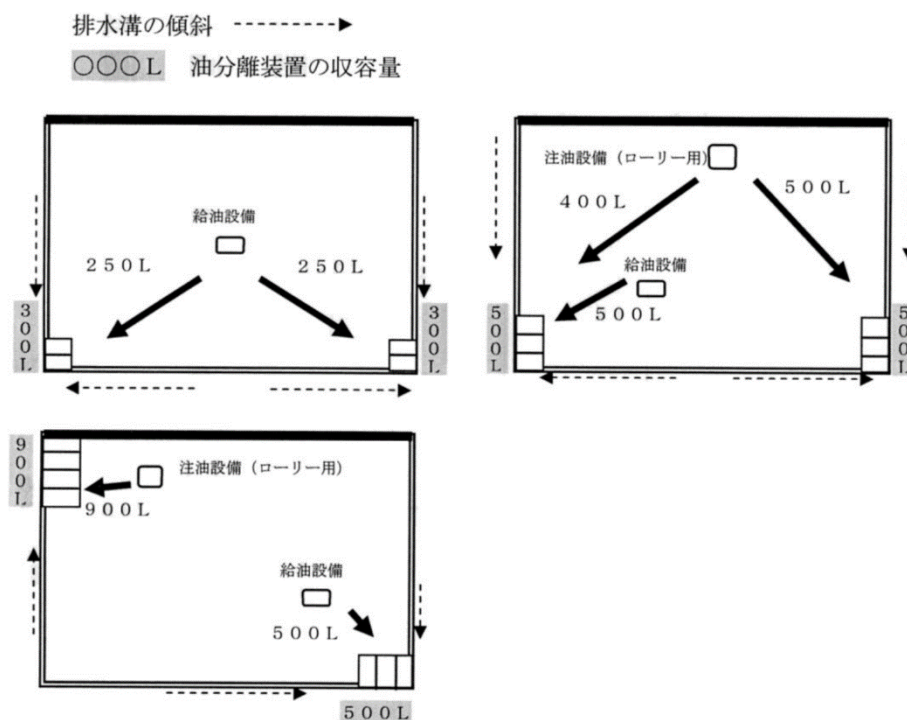
(S. 44. 4. 24 消防予第 130 号質疑)

ウ 危険物等の流出防止措置（H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知）

(7) 収容

- a 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。

次の図に示す貯留設備の設置は当該基準を満たすものと考えてよいこと。（H. 18. 9. 19 消防危第 191 号質疑）（第 2－10－3 図参照）



第 2－10－3 図

- b 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。
- c 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

(4) 貯留設備からの流出防止（H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知）

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

- a 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

- b a 以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

- (a) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

(b) 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

(5) 塀又は壁

ア 高さ (H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

(7) 塀又は壁の高さが 2 m であるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁の高さが 2 m を超えるものとする必要があるかどうか判断すること。

(イ) 計算方法

危険物の火災は、時間とともに輻射熱 q が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針参考資料 2 災害現象解析モデルの一例 4. 火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

(ウ) 給油取扱所における火災の輻射熱を求める計算をする場合、次のとおりとしてよい。

(H. 18. 9. 19 消防危第 191 号質疑)

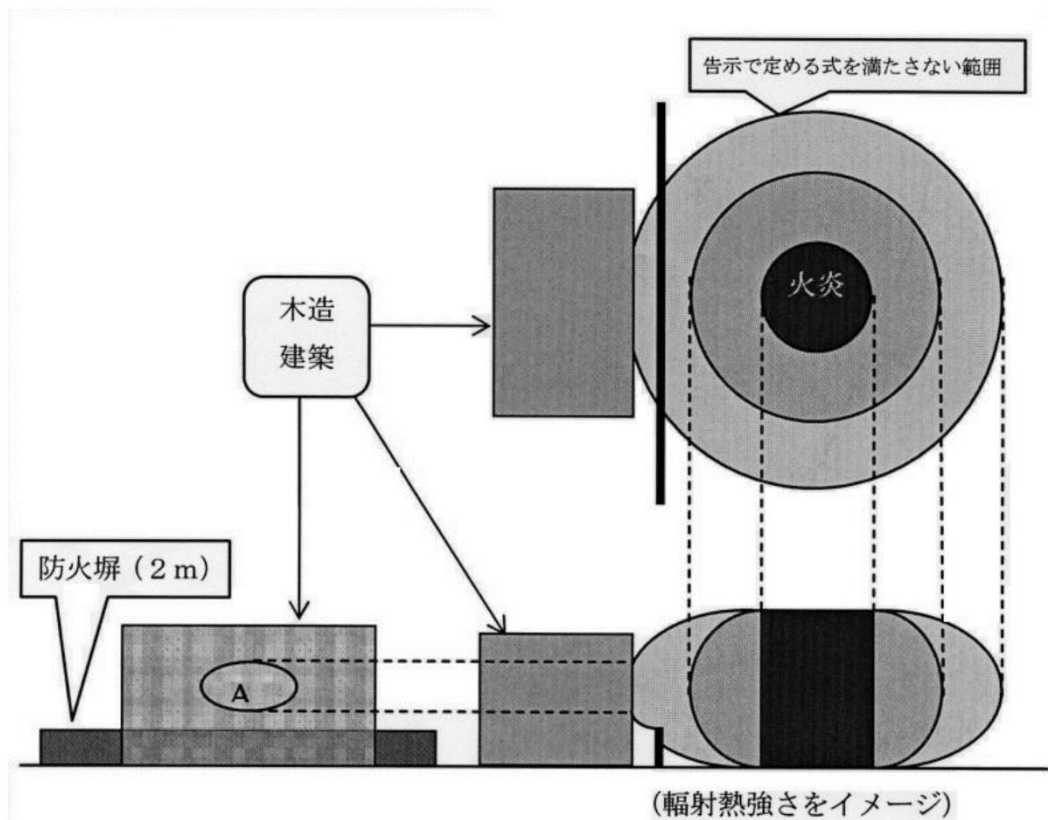
a 給油中、注油中の火災

過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を 10 分間として計算する。

b 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室から荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

(エ) 給油取扱所の塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうち A の部分について輻射熱が告示第 4 条の 52 第 3 項で定める式を満たすための措置が必要な部分になるとしてよい。(H. 18. 9. 19 消防危第 191 号質疑) (第 2 - 10 - 4 図参照)



第 2-10-4 図

- a 給油取扱所における火災想定をする際に、次の場所を火炎の範囲として輻射熱を求めてよい。(H. 18. 9. 19 消防危第 191 号質疑)
- (a) 固定給油設備における火災想定車両給油口の直下を中心とした円
 - (b) 固定注油設備における火災想定
 - ・ 容器に詰め替える場合
詰め替える容器を置く場所を中心とした円
 - ・ 移動貯蔵タンク等に注入する場合
注入する移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円
 - (c) 注入口における火災想定
移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円
- イ 塀又は壁に設ける開口部 (H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)
- (7) 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであること。この場合において、告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。
 - (イ) 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。
- ウ 塀又は壁の高さについては、ア (7) のとおり告示で定める式を満たす必要があるが、第 2-10-1 表に掲げる各起点から隣接建築物の外壁までの距離以上離れている場合には、塀又

は壁の高さが2 mを超える必要はないこと。

第2-10-1表

想定火災	油種	吐出量	起点	距離（起点～隣接建築物の外壁）
給油中の火災	ガソリン	50L/min	固定給油設備の中心	5 m
	軽油	180L/min		10 m
注油中の火災	灯油	60L/min	固定注油設備の中心	5 m
	灯油	180L/min		9 m
荷卸し中の火災	ガソリン	400L/min	荷卸しに使用する吐出口と反対側の吐出口	5.2m
	軽油	400L/min		2.5m
	ガソリン	800L/min		4.1m
	軽油	800L/min		必要なし

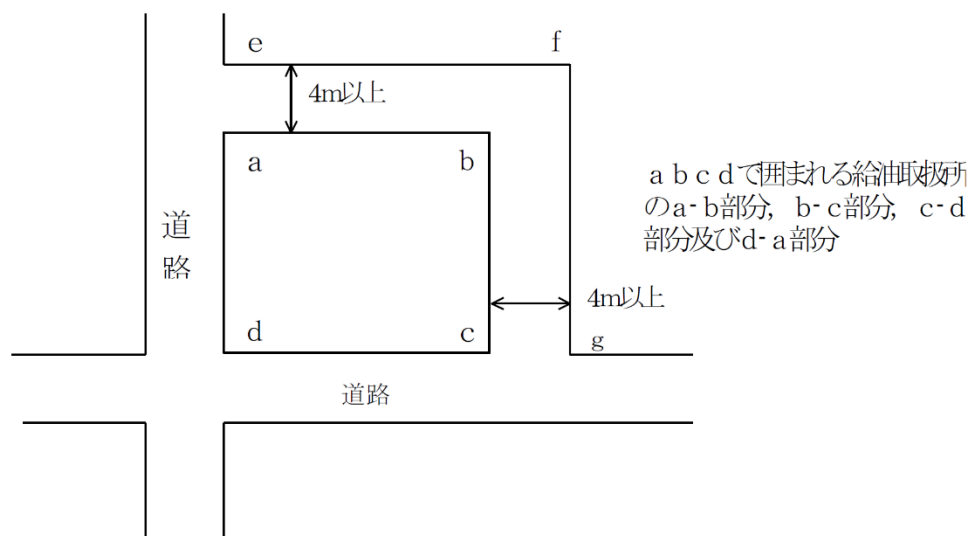
エ 給油取扱所の建築物の壁をもって塀に代える場合の窓の高さは、2 m以上とすること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

オ 「自動車等の出入する側」とは、幅員が4 m以上の規則第1条第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。

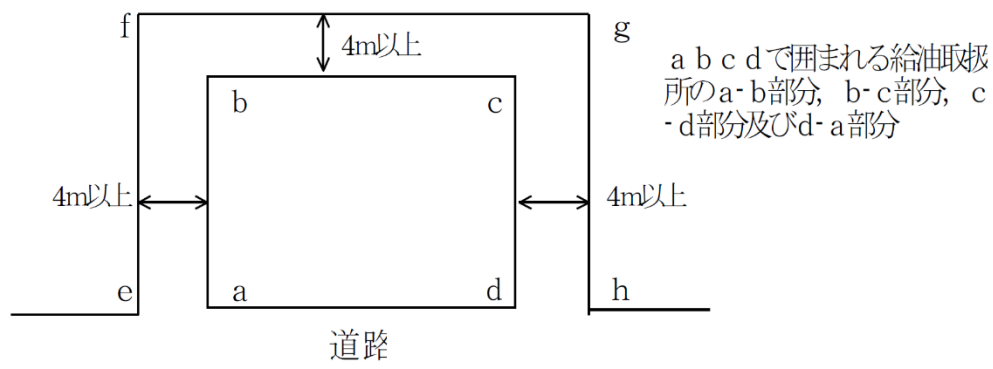
(S. 51. 11. 16 消防危第94号質疑)

なお、第2-10-5図のa b c-e f gで囲まれる部分、第2-10-6図のa b c d-e f g hで囲まれる部分、第2-10-7図のa b g-e f又は第2-10-8図のb c-f gで囲まれる部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、自動車等の出入する側として防火塀を設けないことができること。

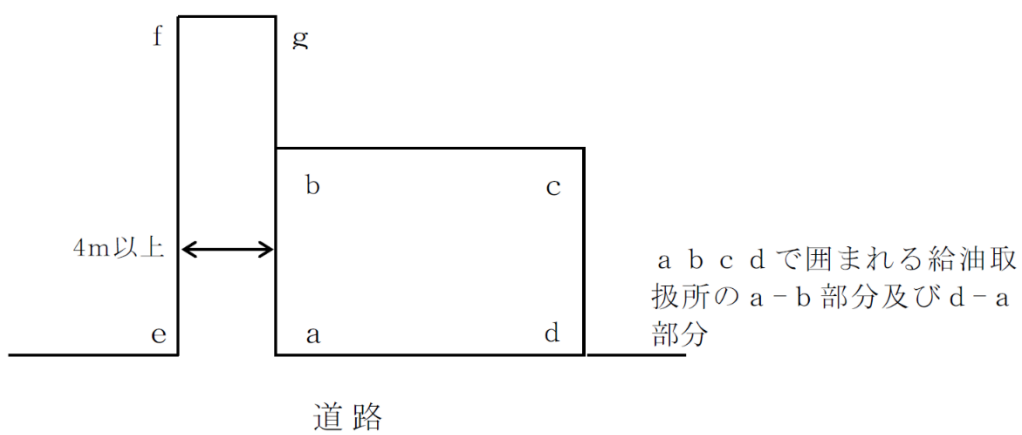
(H. 9. 3. 25 消防危第27号質疑及びH. 10. 10. 13 消防危第90号質疑) 道路と給油取扱所の敷地は排水溝等で明確に区分し、必要に応じ道路の角きり等を指導すること。



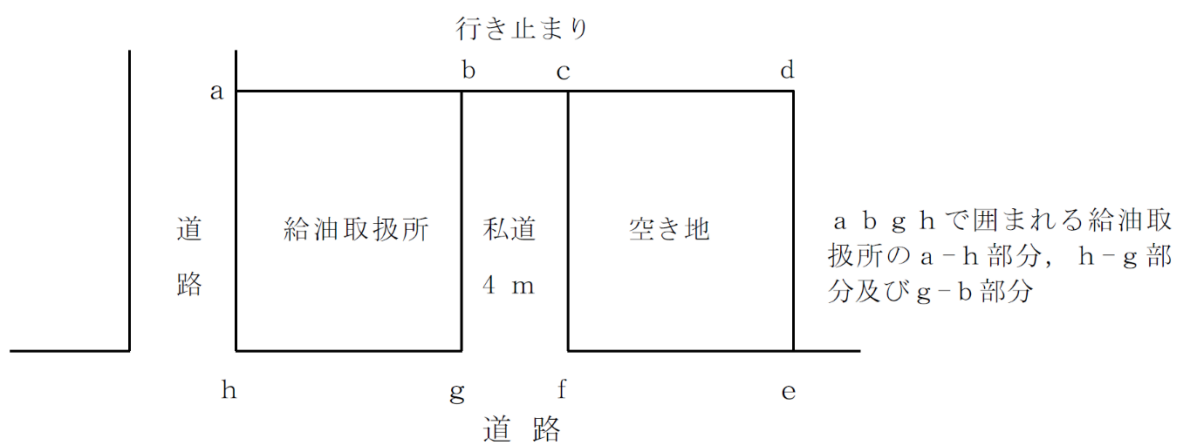
第2-10-5図



第 2-10-6 図



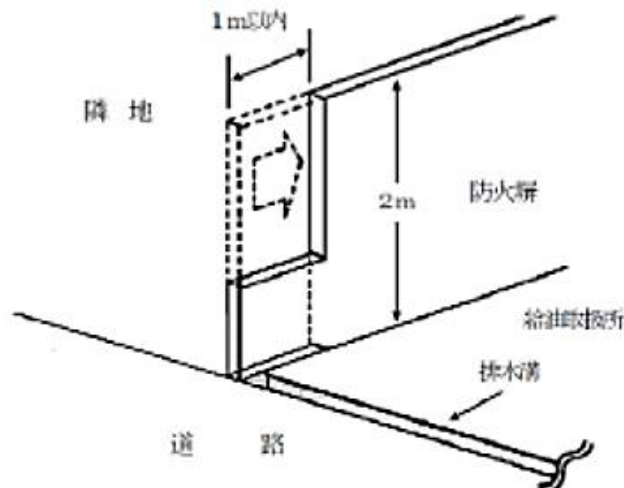
第 2-10-7 図



第 2-10-8 図

カ 給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合、政令第 23 条を適用し、塀又は壁に道路境界線から 1 m以内に限り、切欠きを設けることができる。

(H. 30. 3. 29 消防危第 42 号通知) (第 2-10-9 図参照)



第2-10-9図

※ 参考通知

「事務所等を耐火構造又は不燃材料とした場合の塀の免除について」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「自動車等の出入りする側」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「延焼のおそれのある建築物」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「給油取扱所の周囲に設ける塀の高さ」(S. 39. 5. 23 自消丙予発第 43 号質疑)

「塀の高さ」(S. 39. 5. 29 自消丙予発第 47 号質疑)

「塀にガラスブロックを使用することについて」(S. 40. 6. 21 自消丙予発第 110 号質疑)

「給油取扱所の敷地内を通路としている駐車場」(S. 40. 8. 26 自消丙予発第 139 号質疑)

「給油取扱所とLPスタンドとの間の防火塀」(S. 42. 11. 29 自消丙予第 98 号質疑)

「給油取扱所等の一部をLPG搬出入専用通路に使用」(S. 43. 4. 16 消防予第 114 号質疑)

「給油取扱所とLPスタンドを併設する場合の防火塀の設置免除について」

(S. 44. 4. 4 消防予第 90 号質疑)

「給油取扱所の敷地範囲」(S. 45. 6. 12 消防予第 122 号質疑)

「給油取扱所の隣地に他用途のものがある場合に開口部を設けることについて」

(S. 46. 4. 23 消防予第 65 号質疑)

「自動車等の出入する側の道路について」(S. 61. 5. 29 消防危第 57 号質疑)

「避難用出入口の設置」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「上屋等に壁が近接している場合について」(H. 1. 3. 3 消防危第 15 通知)

「塀又は壁が近接する場合について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「大型店舗等の駐車場内に給油取扱所を設置する場合の防火塀の取扱いについて」

(H. 17. 12. 19 消防危第 295 号質疑)

「自動車等の出入する側について」(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

(6) 貯留設備

危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これにはためますのほか油分離装置等が該当すること。

(H. 18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

ア 規則第 24 条の 17 第 2 号に規定する貯留設備（油分離装置及び排水溝）は、第 1 節（製造所・一般取扱所の基準）10 の例によること。ただし、洗車機等を設置する場合の油分離装置は、環境リサイクル局下水道部下水普及課等の指導を受けること。

イ 合成樹脂製の油分離装置を設ける場合については、当該装置が耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形を生じないように設置する場合は、認められるものであること。（S. 47. 5. 4 消防予第 97 号質疑）

※ 参考通知

「硬質塩化ビニール製油分離装置の設置について」（S. 49. 10. 16 消防予第 121 号質疑）

「油分離装置の構造等」（S. 51. 12. 1 消防危第 104 号質疑）

「油分離装置について」（H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知）

(7) 標識及び掲示板

政令第 17 条第 1 項第 6 号に規定する標識及び掲示板は、次によること。

ア 給油取扱所である旨の標識に記載する文字は「危険物給油取扱所」とすること。

イ 掲示板は、当該施設で取り扱う危険物の種類、品名及び取扱最大数量並びに保安の監督をする者の氏名を表示するもの、危険物に対する注意事項を表示するもの及び「給油中エンジン停止」の 3 種類が必要であること。

ウ その他第 1 節（製造所・一般取扱所の基準）6 の例によること。

(8) 専用タンク及び廃油タンク等

ア 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知）

イ 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知）

ウ 通気管の先端の位置は、敷地境界線から 1.5m 以上離すこと。

エ 第 1 石油類、第 2 石油類の地下タンクについては、規則第 40 条の 6 の規定に基づく移動タンク貯蔵所の接地導線と接続する接地電極を注入口付近の適切な位置に設けること。

※ 参考通知

「簡易タンクのための給油取扱所」（S. 35. 4. 7 国消乙予発第 24 号質疑）

「地域指定の変更による簡易タンクの撤去」（S. 35. 5. 14 国消乙予発第 31 号質疑）

「専用タンクに結合された簡易タンクの設置」（S. 41. 2. 3 自消丙予発第 15 号質疑）

「敷地外にある地下専用タンクについて」（S. 42. 10. 23 自消丙予発第 88 号質疑）

「給油取扱所に設ける暖房設備の燃料供給方法」（S. 43. 6. 5 消防予第 157 号質疑）

「地下タンクと屋外貯蔵タンクとの接続について」（S. 51. 7. 12 消防危第 23-12 号質疑）

「専用タンクと接続できる敷地外の貯蔵タンクの容量について」

（S. 56. 6. 16 消防危第 70 号質疑）

「廃油タンク等について」（S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑）

「タンク相互間の液面レベルを均一化するための自動移送装置の設置について」

（H. 4. 2. 6 消防危第 13 号質疑）

(9) タンクの構造等

ア 廃油タンク等は、専用タンクと同様、その位置、構造及び設備は地下貯蔵タンクの例によるものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知）

イ 配管の基準については、第 1 節（製造所・一般取扱所の基準）19 の例によるが、次の事項に留意すること。

(7) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃等により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とすること。

(4) 上屋上部等の配管は、直射日光により配管内の圧力が著しく上昇するおそれがあるため、断熱被覆を行うこと。

なお、この場合は、雨水が断熱材にしみ込み、配管を腐食させるおそれがあるため、配管にエポキシ塗装等により防食を行い、被覆外面に防水テープ等による防水措置を行うよう指導すること。

※ 参考通知

「電氣的腐食のおそれのある場所等について」（S. 53. 11. 7 消防危第 147 号質疑）

「ガソリン計量機」（S. 39. 12. 18 自消丙予発第 153 号質疑）

「簡易タンクの固定給油設備の構造」（S. 41. 7. 26 自消丙予発第 90 号質疑）

「中仕切専用タンクによるガソリンと灯油等の取扱い」（S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑）

「通気管の位置について」（S. 62. 9. 9 消防危第 91 号質疑）

「給油取扱所において用いる合成樹脂製の管の保護措置について」

(H. 30. 3. 29 消防危第 42 号質疑)

(10) 固定給油設備及び固定注油設備等の構造

政令第 17 条第 1 項第 10 号に規定する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の構造については、次によること。

ア ポンプ機器

(7) 一つのポンプに複数の給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）が接続されている場合には、各給油ホース等からの吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

(4) 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

イ ホース機器

(7) 給油ホース等は、過度の引張力が加わったときに離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止する装置を設ける等、危険物の漏えいを防止する機能を有すること。この場合、安全継手は 2、000N 以下の荷重によって離脱するものであること。

(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

(4) 給油ホース等及びこれらの先端のノズル部に蓄積される静電気を有効に除去するため、先端に設ける弁から固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は 1,000Ω 未満であること。(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

(7) 地上式の固定給油設備等に設ける給油ホース等の長さは、固定給油設備等の給油ホース等取出口の外装面から弁を設けたノズルの最先端までの距離をいうものであること。

ウ 配管の構造

- (ア) 規則第 25 条の 2 第 3 号に規定する配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油管等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)
- (イ) ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当するものであること。(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)
- (ウ) 漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験には、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験も含まれるものであること。(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

エ 外装の構造

難燃性を有する外装材料は、不燃材料及び建築基準法施行令（S. 25 政令第 338 号）第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料並びに JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が 26 以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。

(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

オ 可燃性蒸気流入防止構造

規則第 25 条の 2 第 5 号に規定する可燃性蒸気流入防止構造については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（H. 13. 3. 30 消防危第 43 号通知）によること。

なお、可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等を、可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に変更する場合の手続きについては、変更許可に該当すること。

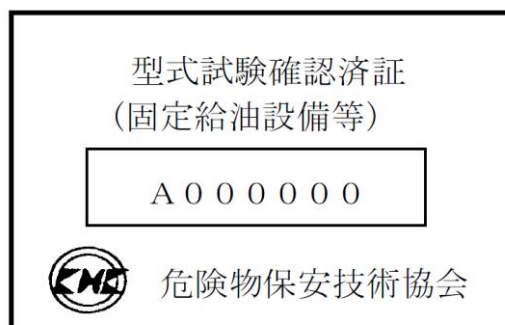
(H. 13. 3. 30 消防危第 43 号通知)

カ 危険物保安技術協会の型式試験確認制度

危険物保安技術協会（以下「KHK」という。）では、固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する試験確認を行い、当該試験確認に合格したものに対し、型式試験確認済証を貼付する業務を行っている。この試験確認制度を活用し、審査及び検査をする場合は、次の事項に留意すること。(S. 63. 5. 30 消防危第 74 号通知)

- (ア) 協会の型式試験確認済証を貼付した固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、政令等に定める固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する技術基準に適合していると認められるものであること。(S. 63. 5. 30 消防危第 74 号通知)
- (イ) 協会の型式試験確認済証を貼付していない固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、政令等に定める技術基準に適合していないと即断できるものではないが、市町村長等において調査及び指導の主たる対象とし、基準に適合しているかどうかについて十分審査及び検査を行うこと。(S. 63. 5. 30 消防危第 74 号通知)

固定給油設備等に係る型式試験確認済証

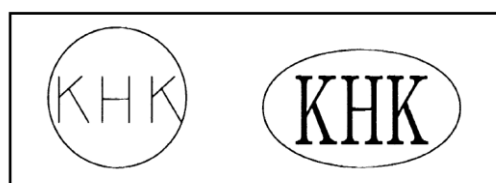


備考

- 1 型式試験確認済証の材質は表面をラミネート加工したテトロンとし、寸法は、縦 24 mm、横 45 mm、厚さ 0.025 mmとする。
- 2 型式試験確認済証の地は黒色とし、文字、KHKマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。
- 3 試験確認番号欄のA、B、C、D、E及びFのアルファベット記号は固定給油設備等の最大吐出量による区分を示すものである。

区分	内 容
A	最大吐出量が50L／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
B	最大吐出量が50L／分を超え60L／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
C	最大吐出量が60L／分を超え180L／分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
D	最大吐出量の異なるA及びBを2以上組み込んだ固定給油設備等
E	最大吐出量の異なるA及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等
F	最大吐出量の異なるB及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等

耐摩耗性を有するホース等の表示



ベーパーバリアの表示



備考

- 1 副証の材質はテトロンとし、厚さ 0.025 mm、直径 24 mmの大きさで表面ラミネート加工とする。
- 2 地を青色とし、文字、マークは消銀色とする。

※ 参考通知

「固定給油設備の給油管及び静電気除去装置」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「固定給油設備の設置間隔」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「灯油の地下タンクの給油取扱所及び一般取扱所への兼用」

(S. 40. 12. 10 自消丙予発第 184 号質疑)

「給油取扱所に設ける暖房設備の燃料供給方法」(S. 43. 6. 5 消防予第 157 号質疑)

「懸垂式給油ホース設備のカバーに FRP の使用」(S. 47. 10. 31 消防予第 174 号質疑)

「懸垂式給油ホース設備について」(S. 49. 9. 12 消防予第 113 号質疑)

「特殊な構造の固定給油設備」(S. 50. 7. 22 消防予第 64 号質疑)

「固定給油設備の構造」(S. 51. 7. 12 消防危第 23-20 号質疑)

「固定給油設備の設置場所について」(S. 58. 12. 2 消防危第 128 号質疑)

「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」

(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知) ※従来の灯油専用一般取扱所の取扱い

「灯油用固定注油設備の固定給油設備への転用」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「アイランドの共有について」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「敷地外のボイラーに接続するタンクの設置」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「固定給油設備内への灯油用固定注油設備用ポンプの設置」(H. 4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)

「内燃機関による自家発電設備を給油取扱所に設置することについて」

(H. 4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)

「アイランド上に尿素水溶液の供給機を設置することについて」

(H. 17. 3. 31 消防危第 67 号質疑)

(11) 固定給油設備等の表示

政令第 17 条第 1 項第 11 号及び規則第 25 条の 3 の規定による危険物の表示は、次によること。

ア 給油管又は注油管の直近の位置に表示すること。「直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体ケース）又は給油管若しくは注油管自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいうものであること。

(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

イ 取り扱う危険物の品目を表示すること。「品目」とは、ガソリン・軽油・灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー・ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

(12) 固定給油設備等の位置

政令第 17 条第 1 項第 12 号及び第 13 号並びに規則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する離隔距離は、次によること。

ア ニ以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。

(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

イ 離隔距離は、固定給油設備等の中心点までの距離とすること。ただし、懸垂式のもののうち給油ホース等の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

ウ 道路境界線に防火塀を設置する場合は、防火塀の内側を敷地境界線とみなす。

※ 参考通知

「固定給油設備と事務所との位置」(S. 45. 4. 4 消防予第 60 号質疑)

「固定給油設備の位置について」(S. 62. 9. 9 消防危第 91 号質疑)

「固定給油設備と整備用リフトとの離隔距離」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「灯油用固定注油設備と固定給油設備とのアイランドの共有」

(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「ポンプ室の出入口」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「固定給油設備の内部の複数のポンプ機器の一つを灯油用固定注油設備のポンプとすることについて」(H. 4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)

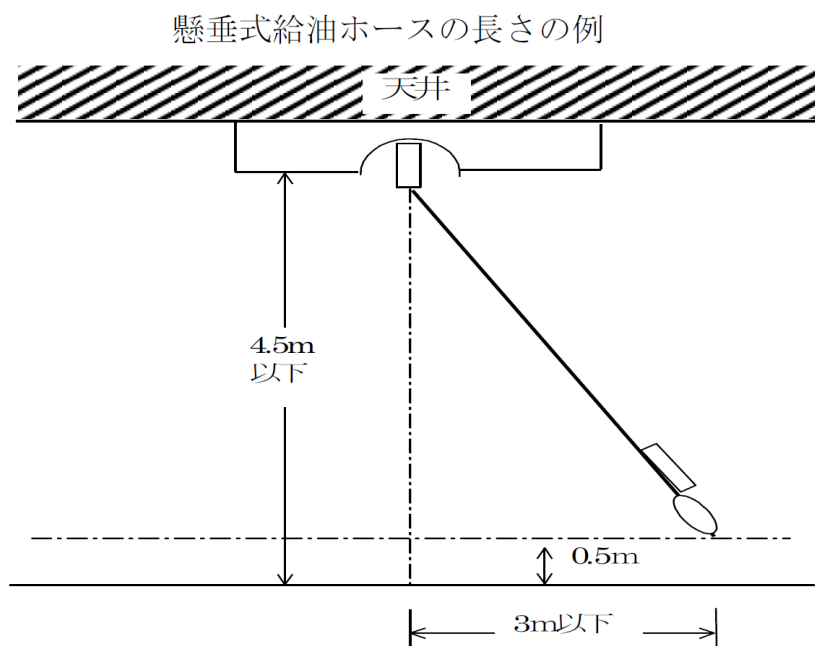
(13) 懸垂式固定給油設備等

ア 懸垂式の固定給油設備等とは、ホース機器が屋根、梁等から吊り下げられた形式をいうものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)(第 2-10-10 図参照)

イ 懸垂式の固定給油設備等には、その設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、地上から容易に操作できる位置に、ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を止めることができる緊急停止装置を設けること。

ウ 緊急停止装置の操作部を設ける場所は、固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置とし、その旨の表示を設けること。(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

エ 油量等の標示設備(自動車等の燃料タンクに注入した危険物の量又はその料金等を標示する機器類)は、給油に支障のない場所に設けること。



第 2-10-10 図

(14) 建築物

政令第 17 条第 1 項第 16 号に規定する「給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物」は、規則第 25 条の 4 第 1 項で用途別に第 1 号から第 5 号に区分されるが、これについては次によること。

ア 第 1 号の「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」には、第 1 号の 2 から第

5号に定める以外の用途で固定給油設備等によって給（注）油、詰替えの作業場と一体の建築物内での点検・整備を行う場所や懸垂式のポンプ設備のある場所、並びに油庫を含むものとする。

イ 第1号の2の「給油取扱所の業務を行うための事務所」とは、事務室、販売室等及びこれらに従属する分析室、会議室、宿直室、風呂場等をいうものであること。

ウ 第3号の「自動車等の点検・整備を行う作業場」とは、リフト室、注油室等及びこれらに従属する工具室、コンプレッサー室等をいうものであること。

エ 前記アからウの例に掲げた部分以外の部分（例えば、廊下・洗面所・倉庫・会議室・更衣室・休憩室・応接室等）については、いずれかの用途に従属すると認められるものにあつては、その用途として扱い、複数の用途に兼用するものにあつては、主たる用途により判断すること。ただし、第5号用途部分に設けられるものはこの限りでないこと。

オ 規則第25条の4第1項に規定する用途には、第1号の2又は第5号の事務所以外の事務所、長距離トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められないものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

カ 第2号の店舗、飲食店又は展示場は、次によること。

（ア） 店舗、飲食店又は展示場においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付のほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類についての制限はないものであること。

（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

また、ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあっては、認めて差し支えないものであること。

（H. 9. 3. 25 消防危第27号質疑）

（イ） キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等風俗営業に係るもの、理容室、美容室等は給油、灯油・軽油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の用途から除かれるものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

キ 第5号の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。

（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

ク 給油取扱所には、建築物以外の工作物（立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物等）の設置は認められないものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

※ 参考通知

「道路に面する店舗について」（S. 62. 6. 17 消防危第60号質疑）

「防火塀を兼ねる壁体への避難用出入口の設置について」（S. 62. 6. 17 消防危第60号質疑）

「コインランドリーの設置」（S. 62. 6. 17 消防危第60号質疑）

「LPG販売について」（S. 62. 6. 17 消防危第60号質疑）

「長距離トラック運転手用のシャワー室等の設置について」（S. 62. 6. 17 消防危第60号質疑）※シャワー室等には、「従業員専用」の表示を設けるよう指導すること。

「ボイラー室等の用途」（S. 62. 6. 17 消防危第60号質疑）

「公衆電話ボックスの設置について」（S. 62. 6. 17 消防危第60号質疑）

「建築物の用途及び面積について」(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

「銀行等の現金支払機の設置」(S. 63. 7. 26 消防危第 91 号質疑)

「上屋を共有する駐車場の用途」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「建築物の用途区分」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「内燃機関による自家発電設備の設置について」(H. 4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)

「給油取扱所の建築物に関する事項」(H. 6. 3. 11 消防危第 21 号通知)

「コンプレッサー室について」(H. 6. 7. 29 消防危第 66 号質疑)

「給油取扱所に設ける建築物の用途について」(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の 2 階について」

(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

「給油取扱所に建築物を 2 棟設けることについて」(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

「給油取扱所における自動車の板金業務について」(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

(15) 建築物の構造等

ア 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く）は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できること。(H. 9. 2. 7 消防危第 7 号通知)

イ 給油取扱所の建築物の壁のうち、次の(7)又は(イ)の間仕切壁については、政令第 23 条の規定を適用し、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）の使用を認めて差し支えないものであること。

(H. 9. 3. 26 消防危第 31 号通知)

(7) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

(イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

ウ 政令第 17 条第 1 項第 17 号に規定する「自動車等の出入口で総務省令で定めるもの」とは、規則第 25 条の 4 第 3 項に定められた用途部分であり、防火設備の設置は除かれていること。したがって、規則第 25 条の 4 第 3 項に定める用途以外の建築物の部分は不燃材以上で区画し、防火設備を設けなければならないこと。

エ 政令第 17 条第 1 項第 17 号に規定する建築物の内部構造については、次によること。

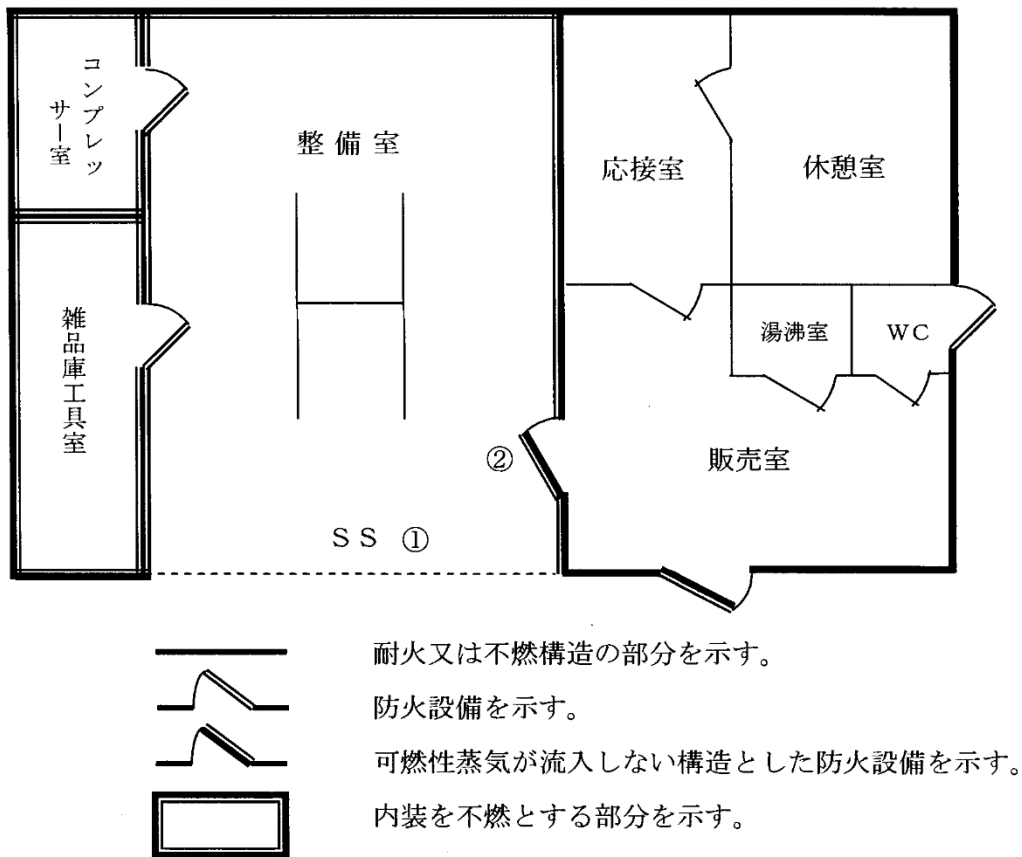
(第 2-10-11 図参照)

(7) 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口（第 2-10-11 図の①部分）に戸を設ける場合は、不燃材料でも差し支えないものであること。(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

(イ) 政令第 17 条第 1 項第 18 号の「事務所その他火気を使用するもの」には、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口（第 2-10-11 図の②部分）については、規則第 25 条の 4 第 5 項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。

(ウ) リフト室、雑品庫及びコンプレッサー室の内装は、不燃材料を用いるものとする。

建築物内部の壁体等の構造例



第2-10-11 図 [参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

オ 建築物の窓等の構造等については、次によること。

(7) 原則

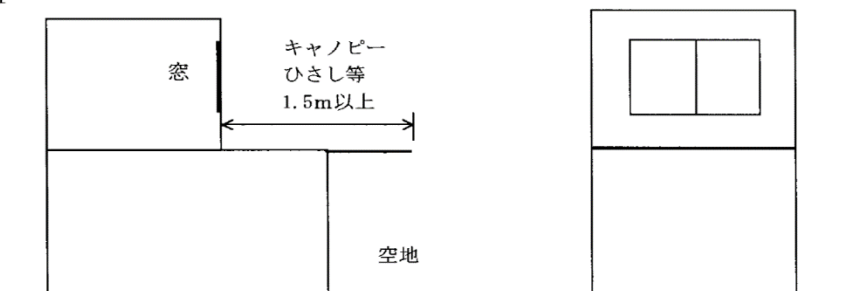
- a 窓は、はめごろし戸（FIX）とすること。
- b 建築物の外壁を兼ねる油庫の壁に設ける換気口等は、ファイヤーダンパー（FD）付きとすること。

(イ) 次のaからcの一に該当する場合は、前記（7）aによらないことができる。

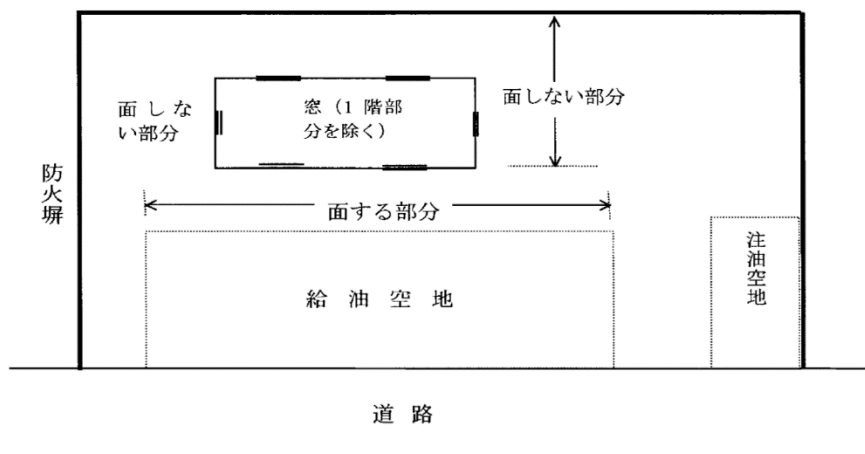
（第2-10-12 図参照）

- a キャノピー（建築物と接しているものに限る。）、庇等（1.5m以上）の上部にある窓
- b 無用途の空間に面する窓（1階部分を除く。）
「無用途の空間」とは、給油空地又は注油空地に面していない部分
「面する部分」とは、例2に例示する部分
- c 空地から高さ2m以上の部分に設ける換気用窓

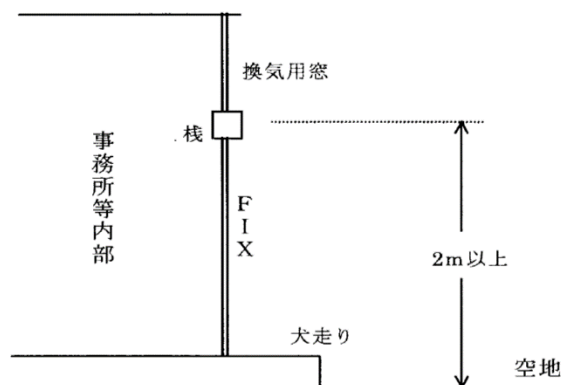
例－ 1



例－ 2



例－ 3



第 2－10－12 図

カ 屋外に設ける階段は、不燃材料を用いるものであること。

キ 給油取扱所に設ける上屋については、次によること。

(ア) 上屋及びその支柱は耐火構造又は不燃材料で造り、かつ、地震力及び風圧力による影響を考慮して安全上支障のない構造であること。

(イ) 支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置に設けること。

(ウ) キャンピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、政令第 23 条の規定を適用し認めて差し支えないものであること。

(H. 9. 3. 26 消防危第 31 号通知、H. 13. 3. 16 消防危第 33 号通知)

a 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取付け部が耐震性を有していること。

b 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用している

こと。

- 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
- ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

ク 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖式のものとされているが、可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所で片引きの自動ドア（電動式）を設けることができること。

(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

ケ 給油取扱所において政令第 17 条第 1 項第 17 号の事務所の出入口に自動ドアを設ける場合は、規則第 25 条の 4 第 5 項第 1 号の構造を有するものであれば、引分けドアの使用を認めて差し支えない。(H. 17. 12. 19 消防危第 295 号質疑)

コ 1 階販売室等の建築物の壁体を兼ねる防火塀に敷地外へ直接通じる連絡用（避難用）出入口を設ける場合は、必要最小限度の自動閉鎖式の特定防火設備とすること。

(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

サ 給油取扱所の敷地内に設ける雑品庫、廃タイヤ置場等は主要構造部を不燃材料とし開口部に防火設備等を設けた建築物内とすること。

※ 参考通知

「給油取扱所に使用される耐火又は不燃材料について」(S. 58. 11. 7 消防危第 111 号質疑)

「本社事務所等の区画への開口部の設置」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「建築物内の 2 階本社事務所等の区画」(H. 1. 12. 21 消防危第 114 号質疑)

「キャノピーに不燃性シートを用いることについて」(H. 4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)

(16) 可燃性蒸気流入防止構造

規則第 25 条の 4 第 5 項の規定による犬走り又は出入口の敷居にスロープを設ける場合は、次によること。(H. 9. 3. 14 消防危第 26 号通知)

ア スロープの最下部から最上部までの高さが 15 cm 以上であること。なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が 15 cm 以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

イ スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

ウ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

※ 参考通知

「蒸気の流入防止構造について」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「犬走りでの自動販売機による販売について」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

(17) ポンプ室等の構造

ア 政令第 17 条第 1 項第 20 号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

イ 同号口に規定する「危険物を取り扱うために必要な採光、照明」は、照明設備を設けた場合、危険物の取扱いに支障がなければ、採光設備は必ずしも設けなくてよいこと。

(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

ウ 同号ハに規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等とし、また、「屋外に排出する設備」にいう屋外には、給油空地に面する部分も含むものであること。(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑) 排出設備は、第 3 節（屋内貯蔵所の基準）11(2)の例によること。

※ 参考通知

「三方が囲まれた部分」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「危険物を取り扱う室」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「ポンプ室等について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「ピットへのためますの設置」(H. 2. 3. 31 消防危第 28 号質疑)

(18) 給油取扱所で塗装作業を行う場合の基準 (H. 14. 2. 26 消防危第 29 号質疑ほか)

ア 基本的事項

(7) 塗装作業の範囲は次の項目とする。

a 塗装の前処理として必要な最小限の加工処理

(アセチレン等の裸火を使用した溶接・溶断作業は認められない。)

b 塗装処理

c 塗装後の乾燥処理

d 塗装に使用する塗料の保管及び調色

(4) 塗装作業に伴う危険性について

作業区分に応じた具体的な作業内容等に対しての危険性は、次表のとおり。

区分	具体的な作業内容等	予想される危険性
加工処理	加工において火花を生ずる器具等を使用する	作業場所に可燃性蒸気が流入し又は滞留していた場合、引火する
燃焼機器等	塗料剥離剤を使用する	可燃性蒸気が滞留する（火源があれば引火する）
塗装処理	スプレーガンを使用して塗装する サフューサーを使用する	可燃性微粉が著しく浮遊する（火源があれば引火する） 静電気の発生により引火する 出入口を開放した状態で作業を行った場合、可燃性微粉が流出する

乾燥処理	ヒーター，ドライヤーを使用し て乾燥する	可燃性微粉が浮遊（残存）した状態 でヒーター等を使用した場合引火す る 出入口を開放した状態で作業を行っ た場合，可燃性蒸気が流入する
調色処理	必要な色の塗料を調色する	可燃性蒸気が滞留する（火源があれ ば引火する） 静電気の発生により引火する
塗料の保管	缶入り塗料・シンナー等を保管 する 塗料の固形防止のため常時，機 械的に攪拌させる	容器の破壊，密閉不良により可燃性 蒸気が滞留する（火源があれば引火 する） 静電気の発生により引火する

(ウ) 既存の基準等の準用

新たな塗装作業は、給油取扱所として許可された施設内で行われることから危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第 17 条及び給油取扱所の技術上の基準等に係る運用通知等（S. 62 消防危第 38 号、H. 1 消防危第 15 号）に定める基準を基本とし、更に危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第 28 条の 55（専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の特例）に定める基準を準用する。また、塗装作業に対する消火設備の設置については、法第 9 条の 3 及び消防法施行令（以下「施行令」という。）第 10 条の基準を準用する。

イ 基準の適用対象範囲について

作業内容及び予想される危険性を考慮し、次の作業はそれぞれ別々の作業場所で行うこととし、作業場所を兼用することは認められない。ただし、可燃性蒸気等が滞留及び流入するおそれのない場合は、加工処理、塗装及び乾燥処理の作業場所を兼用することができる。

- (ア) 加工処理を行う場所
- (イ) 塗装及び乾燥処理を行う場所
- (ウ) 塗料の調色処理及び保管を行う場所

ウ 塗装を行う各作業場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について

構造等の基準	理由又は参照条文等	適用場所		
		加工	塗・乾	調・保
位置については，固定給油設備及び道路境界から一定の距離を保つこと。	規則第25条の5第2項第2号	○	○	○
他の部分と防火上有効に区画する	政令第17条第1項第17号 政令第27条第4項第1号 昭和62年消防危第38号第4，1(3)ウ	不燃材料	不燃材料	不燃材料
出入口には随時開けることができる自動閉鎖式（自動車等の出入口を除く）防火設備を設ける	政令第17条第1項第17号 規則第28条の55第2項第4号 昭和62年消防危第38号第4，1(3)ウ	○	防火設備	○
出入口以外の開口部を設けない（※1 塗装作業の安全確認上必要最小限度の窓及び換気設備等の吸気，排気口を除く）	規則第28条の55第2項第3号	—	○	○
床は危険物が浸透しない構造とするとともに，傾斜，貯留設備を設ける	政令第17条第1項第20号イ 規則第28条の55第2項第5号	※2	○	○
採光，照明及び換気の設備を設ける	政令第17条第1項第20号ロ 規則第28条の55第2項第6号	※2	○	○
可燃性蒸気及び微粉を排出する設備を設ける	政令第17条第1項第20号ハ 規則第28条の55第2項第7号	※3	○	○
電気設備（器具）は防爆構造とする ※4	政令第17条第1項第21号	※3	○	○
第5種消火設備を設ける	法第9条の3 施行令第10条第1項第4号	※2	○	○

※1 塗装作業の安全確認上必要最小限度の窓は防火設備（はめ殺し窓）とすること。

換気設備等の吸気、排気口は特定防火設備を設けること。

※2 危険物の取扱いを行う場合に適用する。

※3 危険物の取扱いによる可燃性蒸気の発生（滞留）が予想される場合に適用する。

※4 乾燥処理に使用するヒーター・ドライヤーについては、危険範囲（60 cm）以上の位置にある場合は防爆構造としないことができる。

注）塗装ブースの構造は不燃材料とし、ブース内の可燃性蒸気等を有効に排出できる設備を設けること。

エ 塗装作業の基準について

作業の基準	理由又は参照条文等	適用部分		
		加工	塗・乾	調・保
みだりに火気を使用しない	政令第24条第2号	※	○	○
火花を発する機械器具、工具等を使用しない	政令第24条第13号	※	○	○
出入口を閉鎖した状態で作業を行う	昭和62年消防危第38号第4, 1 (3) ウ	○	○	○
可燃性蒸気を発するおそれのある作業を行う場合は十分な換気を行う	昭和62年消防危第38号第4, 1 (3) オ	※	○	○
他の容器入危険物との合計量を指定数量未満とする	昭和62年消防危第38号第2, 1	—	○	○

※ 危険物の取扱いによる可燃性蒸気の発生（滞留）が予想される場合に適用する。

オ その他

- (ア) 前記ウ及びエに掲げる基準の他、新たに作業待ち車両等の駐車スペース（車両置場）の確保が必要となる場合は、給油、注油空地以外の部分で給油等に支障のない場所を選定するとともに、確保した駐車スペース（車両置場）を地盤面にペイント等により明確に表示すること。
- (イ) 許可にあたっては、塗装作業に使用する電気設備及び火気使用設備の仕様書等並びに塗装作業方法・作業手順を明記した書面を提出させ、審査すること。（許可の対象とする。）
- (ウ) 塗装区画面積は塗装車両 1 台が有効に作業できる面積とし最低 6 m × 4 m を確保すること。
- (エ) 排出塗料等は、屋外の防火上安全な場所に排出し飛散させることなく排出塗料回収措置（回収フィルター等）を講じること。
- (オ) 給油取扱所での板金作業については、塗装作業に必要な最小限の加工処理のみを認め、これ以外の板金作業は認めないこと。
- (19) 電気設備

政令第 17 条第 1 項第 21 号に規定する「電気設備」は、第 1 節（製造所・一般取扱所の基準）15 の例によること。

※ 参考通知

「給油取扱所におけるロードヒーティングの設置」(S. 40. 10. 12 自消丙予発第 157 号質疑)
「危険物給油取扱所におけるロードヒーティングの設置」(S. 42. 7. 25 自消丙予発第 55 号質疑)

「高電圧利用による電撃殺虫器の設置」(S. 43. 7. 31 消防予第 180 号質疑)

「給油取扱所のコンピューター端末機設置について」(S. 55. 11. 21 消防危第 141 号質疑)

「給油取扱所のコンピューター端末機設置に伴うカードリーダー一部のボックス設置につい

て」(S. 56. 5. 9 消防危第 58 号質疑)

「磁気カードリーダー付給油ノズルの取扱いについて」(S. 56. 5. 9 消防危第 59 号質疑)

「給油取扱所のコンピューター端末機の設置に伴う外付ポストの位置について」

(S. 57. 3. 31 消防危第 43 号質疑)

「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備について」

(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等について(7 電気設備に係る事項)」

(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」

(H. 30. 8. 20 消防危第 154 号通知)

(20) 附随設備

ア 政令第 17 条第 1 項第 22 号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」とは、蒸気洗浄機及び洗車機をいうものであり、従来の蒸気洗浄機に加え門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機を含むものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

イ 門型洗車機の固定給油設備等までの距離については、可動範囲までとすること。

(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

ウ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト(油圧式、電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

エ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、第 2-10-2 表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。

(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40L以下	1. 0mm以上
40Lを超え100L以下	1. 2mm以上
100Lを超え250L以下	1. 6mm以上
250Lを超えるもの	2. 0mm以上

第 2-10-2 表

オ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

カ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

キ 附随設備は、給油空地及び注油空地に設けないこと。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

ク 洗車排水処理循環装置

給油取扱所内に洗車排水処理循環装置を設ける場合は、次によること。

(S. 52. 4. 5 消防危第 61 号質疑)

- (ア) 装置は、漏水するおそれのない構造であること。
- (イ) 装置は、転倒することがないように堅固に固定すること。

※ 参考通知

「ピットの設置」(年次表示等なし)

「附随設備に収納する危険物の数量について」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「混合油調合器の設置」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「洗車用温水ボイラーの設置について」(S. 45. 6. 29 消防予第 135 号質疑)

「熱風器をもつ洗車設備の設置について」(S. 47. 2. 10 消防予第 54 号質疑)

「給油取扱所におけるサービス用設備の設置について」(S. 57. 7. 27 消防危第 78 号質疑)

「給油取扱所における自動洗車機の設置について」(S. 58. 11. 15 消防危第 117 号質疑)

「固定給油設備と整備用リフトとの離隔距離」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

(21) 附随設備以外の設備

- ア 給油取扱所に設ける附随設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)
- イ 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備等への衝突を招来しかねないような設備をいうものであり、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー、自動釣銭機、プリペイドカード販売機等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。また、低樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えないものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知ほか)
- ウ 厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例によるものであること。
(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

エ ルームクーラー等については、次によること。

- (ア) ルームクーラー及び換気扇は、固定給油設備等に面する側には設けないこと。ただし、1.5m以上の高さに設ける場合はこの限りではないこと。
- (イ) ルームクーラーの貫通(枠)については、不燃材料を用いること。

オ ボイラー及び自家用発電機等の設置については、火災予防条例によるほか、次によること。

- (ア) ボイラー室等は、引火性蒸気の流入するおそれがなく、かつ、耐火構造の専用室とすること。
- (イ) 燃料の供給は、給油取扱所に設けた燃料用地下貯蔵タンクのほか、専用タンクから行うことができるものであること。

カ ヒートポンプ冷暖房器の設置については、火災予防条例によるほか、次によること。

- (ア) 屋外の地上に設けるものは、給油空地等以外の安全上支障のない位置とし、高さ2m以上の不燃材料の塀を設け出入口等には防火設備を設けること。
- (イ) 屋上、屋根上に設けるものは、給油空地等に面しない(給油空地等に面する側に防火上有効な塀等を設けた場合を含む。)防火上安全な位置とすること。

※ 参考通知

「給油取扱所内の建築物に設けるボイラー」(S. 37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

「看板の設置」(S. 44. 5. 23 消防予第 168 号質疑)

「給油取扱所の構造設備(看板類)について」(S. 45. 8. 4 消防予第 160 号質疑)

「給油取扱所に設ける看板の材質について」(S. 45. 11. 21 消防予第 231 号質疑)

「給油取扱所敷地内に設ける花壇等について」(S. 46. 4. 23 消防予第 65 号質疑)

「看板の取付け位置及び材質について」

(S. 47. 1. 12 消防予第 30 号、S. 47. 2. 10 消防予第 55 号質疑)

「給油取扱所内の事務室の暖房用に使用するボイラー室の設置」

(S. 52. 11. 26 消防危第 170 号質疑)

「給油取扱所に設置する太陽ヒーター」(S. 56. 8. 14 消防危第 103 号質疑)

「クイックサービス用ユニットの設置」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「定期点検整備」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「指定数量未満の家庭用塗料の販売」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「公衆電話ボックス又は郵便ポストの設置について」(S. 62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

「内燃機関による自家発電設備の設置について」(H. 4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)

「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(H. 24. 3. 16 消防危第 77 号通知)

「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保に関する指針について」

(H. 28. 3. 25 消防危第 44 号通知)

「給油取扱所に設ける看板の取付け位置及び材質について」

(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

「給油取扱所における非常用発電機の設置について」(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

3 屋内給油取扱所

屋内給油取扱所の基準は、前記 2 によるほか、次によること。

(1) 定義

屋内給油取扱所は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で囲われた部分の一階の床面積（以下「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が3分の1を超えるもの（当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）

ア 規則第 25 条の 6 に規定する水平投影面積の算定は、建築物のひさし、はり、屋外階段、オーバーハング部分、トラス、ルーバー等を算入するものとする。ただし、はり及びトラス（部材幅寸法 50 cm 以上のもの）については、これらの本体部分の面積のみを算入することとし、吹抜け部分は算入しないものとする。こと。（H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑）

イ 規則第 25 条の 6 に規定する給油取扱所の用に供する床又は、壁で区画された部分には油庫、コンプレッサー室等も含まれるものであること。（H. 6. 3. 11 消防危第 21 号通知）

ウ 規則第 25 条の 6 に規定する火災予防上安全であると認められるものとは、次の全てを満たすもの。

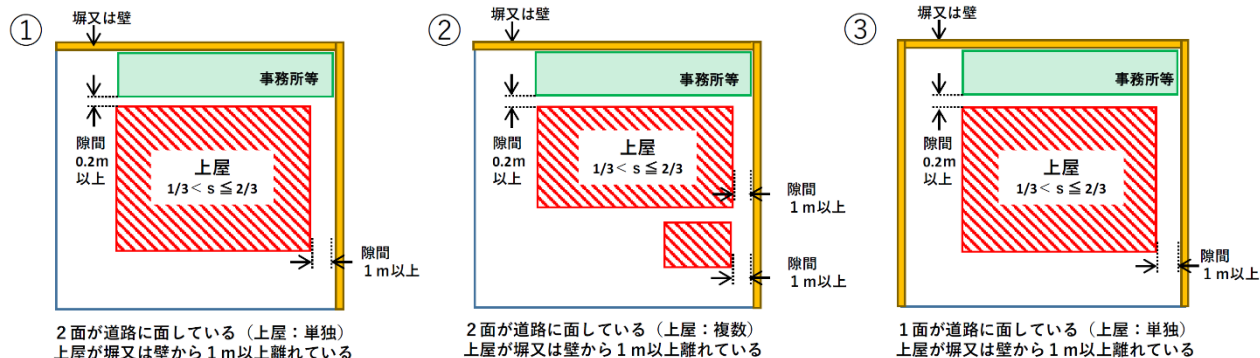
(ア) 道路に一面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で 0. 2 m 以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で 1 m 以上の隙間が確保され

ていること。

(イ) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状でないこと。

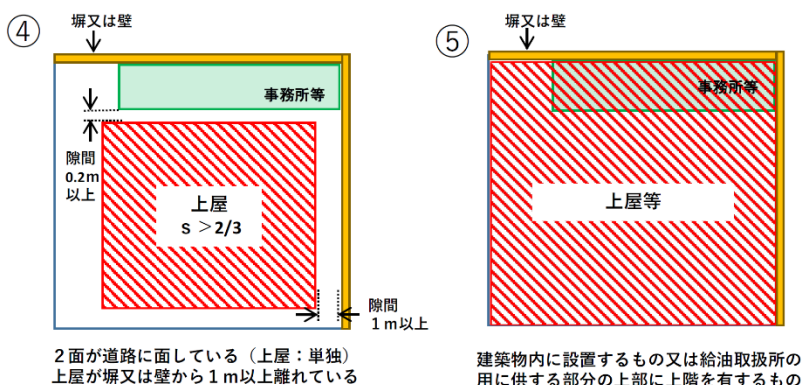
【認められる例】

$1/3 < s \leq 2/3$ かつ 上屋の周りに隙間あり かつ 敷地形状が複雑でない



【認められない例】

$s > 2/3$ 又は 建築物内に設置するもの 又は 給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの



※ 参考通知

「二面開放について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「屋内給油取扱所の別棟の建築物等の構造」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「上屋と塀との間の開口部」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「給油取扱所の技術上の基準に係る運用」(H. 1. 11. 7 消防危第 98 号通知)

「屋内給油取扱所の定義に関する事項」(H. 6. 3. 11 消防危第 21 号通知)

「屋内給油取扱所の範囲に係る運用について」(R3. 7. 21 消防危第 172 号通知)

(2) 建築物の構造

ア 消防法施行令別表第 1 (6) 項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には給油取扱所を設置できないものであること。ただし、当該部分が事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとし、屋内給油取扱所の設置が認められるものであること。

(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

イ 規則第 25 条の 7 に規定する自動火災報知設備は、給油取扱所以外の用途部分にも給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等を備えること。(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

※ 参考通知

「屋内給油取扱所に係る事務所等の建築物の構造」(S. 62. 9. 9 消防危第 91 号質疑)

「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「屋内給油取扱所の屋上に設ける貸駐車場」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「敷地外から張り出した建築物」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

(3) タンクの構造

専用タンク及び廃油タンク等の位置、構造及び設備は、地下タンク貯蔵所の基準の一部が準用されること。

※ 参考通知

「電氣的腐食のおそれのある場所等について」(S. 53. 11. 7 消防危第 147 号質疑)

(4) 通気管

専用タンク及び廃油タンク等に設ける通気管の先端は屋外又は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けること。この場合、「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

※ 参考通知

「通気管の位置等について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

(5) 液面計又は計量口

政令第 17 条第 2 項第 2 号に規定する危険物の量を自動的に表示する装置は、タンクごとの液量が明確に表示されるものであり、油量液面計をいうものであること。

(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

(6) 過剰注入防止設備

政令第 17 条第 2 項第 4 号に規定する過剰な注入を自動的に防止する設備としては、次のものが含まれるものであること。(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

ア 専用タンクの容量以下に設定された量(設定量)の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの。

イ 設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの。

(7) 他用途等との区画

政令第 17 条第 2 項第 5 号に規定する「間口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること」とは、消防法施行令第 8 条に規定する区画と同等以上のものであること。

※ 参考通知

「本店事務所等の取扱いについて」(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

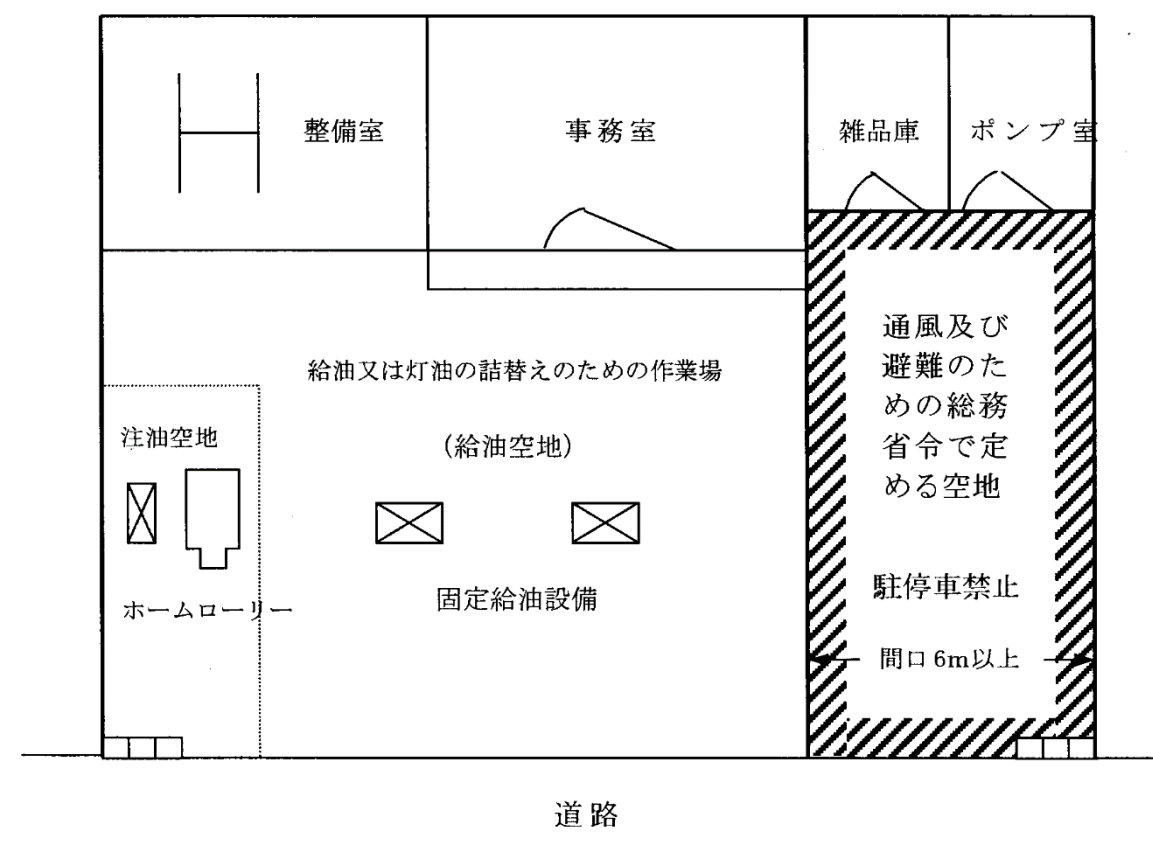
(8) 二方が開放されている屋内給油取扱所の空地

ア 屋内給油取扱所は、通風及び避難上の観点から二方を開放するため壁を設けないこととされていたが、一方が自動車等の出入する側に面しており他の一方が通風及び避難のための空地(規則第 25 条の 8 に定める空地)に面しているものは二方が開放されている屋内給油取扱所とみなすこと。(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

イ 規則第 25 条の 8 第 1 号に規定する「屋外の場合」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

ウ 規則第 25 条の 8 第 2 号に規定する通風及び避難のための空地は、自動車等が出入りするための空地と重複しないよう設けるものとし、空地内は機器及び物品を存置してはならないこと。(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)(第 2-10-13 図参照)

二方向開放型屋内給油取扱所の例図



第2-10-13図

(9) 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

- ア 規則第25条の9第1号に規定する給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場から安全に避難できる措置は、概ね次のような例（第2-10-14図）をいうものであること。
- イ 規則第25条の9第1号イに規定する「敷地外へ直接通ずる」とは、給油取扱所外の用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。

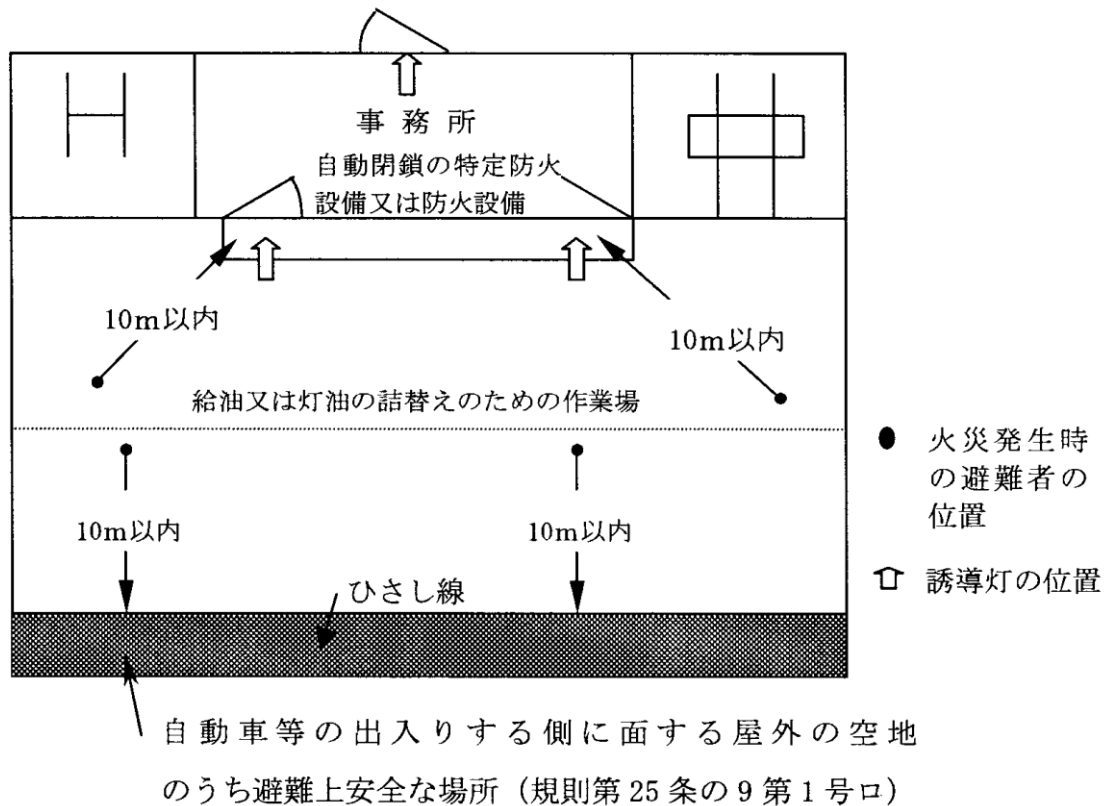
(H.1.3.3 消防危第15号通知)

- ウ 規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所）をいうものであること。（H.1.3.3 消防危第15号通知）

一方開放型屋内給油取扱所避難経路のパターン図

(規則第25条の9第1号イ) 避難口 (直接敷地外に通じていること。)

(自動閉鎖の特定防火設備)



第2-10-14図

エ 規則第25条の9第3号に規定する可燃性蒸気を回収する設備 (規則第20条第3項第3号) には、可燃性蒸気を戻すペーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備が含まれるものであること。(H.1.3.3 消防危第15号通知)

オ 規則第25条の9第4号に規定する可燃性蒸気検知警報設備は、可燃性蒸気の漏洩を検知し一定の濃度に達した場合に警報を発するもので、概ね次の機能を有するものであること。

(H.1.5.10 消防危第44号質疑)

(ア) 警報設定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、概ね爆発下限界の4分の1以下の値であること。

(イ) 防爆性能を有すること。

(ウ) 警報を発した後は、濃度が変化しても所要の措置を講じない限り警報を発し続けるものであること。

(エ) 検知部取付場所は、概ね地盤面から15cm以下の可燃性蒸気が有効に検知できる位置とすること。

(オ) 受信機及び警報音の発する場所は、常時作業員がいる事務所等とすること。

カ 規則第25条第9第5号に規定する自動車等の衝突防止措置は、有効な高さの防護柵を設ける等の措置をいうこと。(H.1.5.10 消防危第44号質疑)

※ 参考通知

「屋外の場所について」(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

「敷地外に直接通ずる避難口について」(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

「屋外の空地について」(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

「整備を行う作業場について」(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

「通風及び避難のための空地について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「通風及び避難のための空地内への設備等の設置について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「通風及び避難のための空地内への物品の存置等について」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「通風及び避難のための空地として認められない例」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「通風及び避難のための空地内への通気管の設置」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「通風及び避難のための空地での自動車等の出入りを禁止する措置」

(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「通風及び避難のための空地の構造」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「避難上安全な屋外の空地」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「敷地外の空地又は建物が第三者の所有である場合の避難口」

(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「防火塀に避難口の設置」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「避難口の設置数」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「避難場所としての事務所等の用途」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「避難上及び通風上有効な空地の奥行きに関する特例」(H. 2. 5. 22 消防危第 57 号質疑)

「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等について」

(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

「シャッターで区画された整備室」(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

(10) 床面等

政令第 17 条第 2 項第 10 号の規定により、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこととされているが、階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合は、屋内給油取扱所に地階を設けてもよいこと。

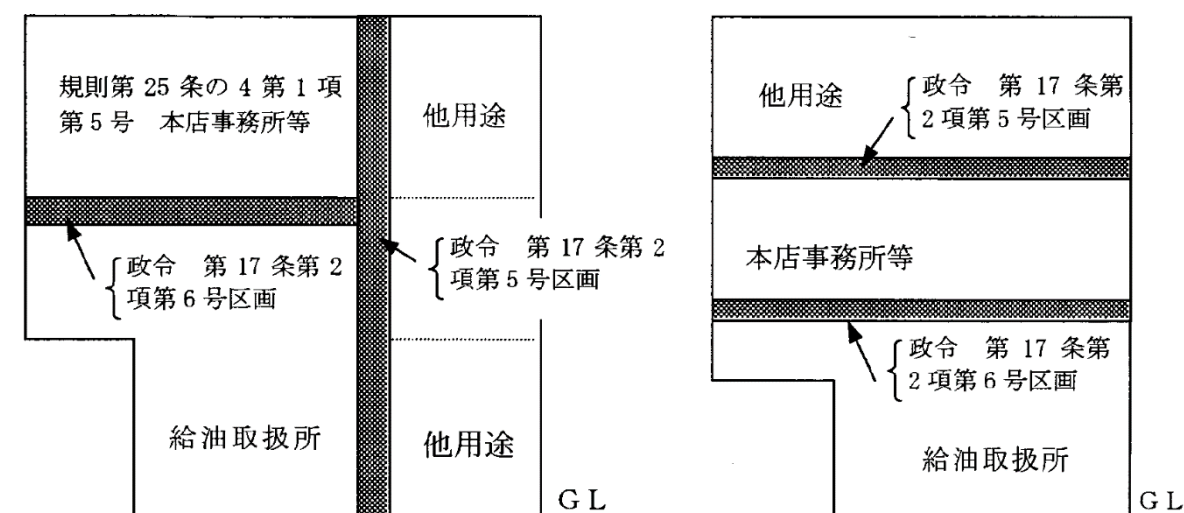
(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

(11) 上階がある場合の措置

ア 政令第 17 条第 2 項第 11 号に規定する「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が規則第 25 条の 4 第 1 項で規制されたもの以外の用途であること。(第 2-10-15 図参照)

「上部に上階のある場合」に該当しない例

「上部に上階のある場合」に該当する例



第 2-10-15 図 [参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

イ 規則第 25 条の 10 第 3 号及び第 4 号に規定する上階への延焼防止上有効な措置は次によること。（第 2-10-16 図ア及びイ参照）

(ア) 屋根又は耐火性能を有するひさしとは、30 分以上の耐火性能を有すること。

(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

(イ) 上階の外壁から水平距離 1.5m 以上張り出たひさし等の設置が困難なものには基準と特例として、上階の外壁から水平距離 1.0m 張り出たひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。

なお、ひさし等の張り出し長さを 1.0m 未満とすることは、政令第 23 条の規定を適用してもできないものであること。（H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知）

a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5m 以下ごとに 1 個設けること。

b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 m³ を乗じて得た量以上の量となるように設けること。

c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0.3MPa 以上で、かつ、放水量が毎分 130L 以上の性能のものとする。

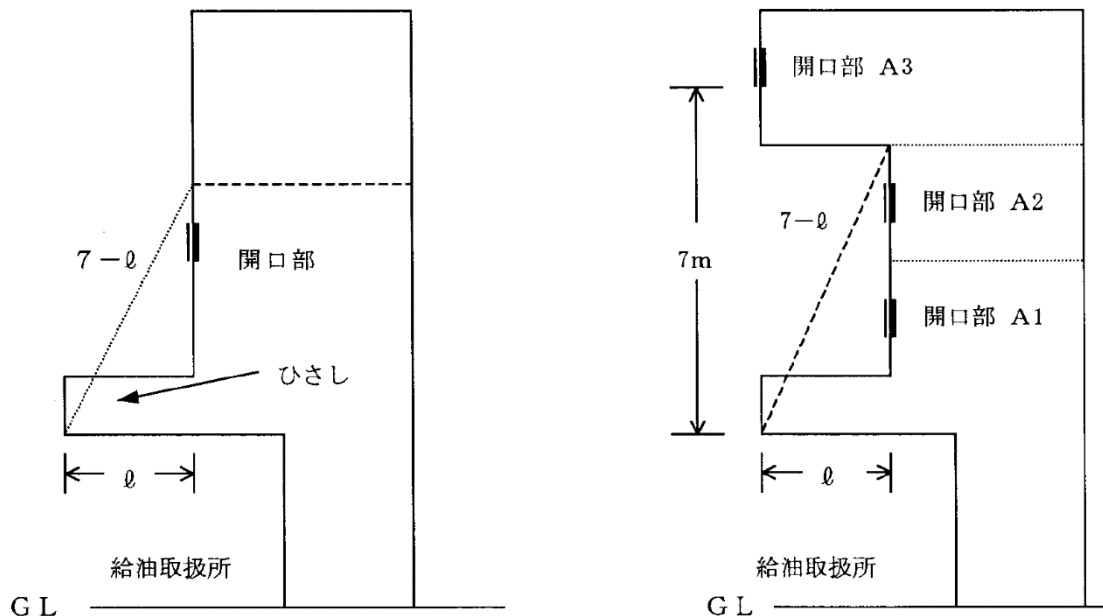
d ドレンチャー設備には、予備動力源を設置すること。

(ウ) 「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R 3206 に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。（H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知）

延焼防止上有効なひさしの措置例

ア 一般的なひさしの設置

イ 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例



注1 開口部A1及び開口部A2に対するひさしの長さは、 l とする。

注2 開口部A3に対するひさしの長さは、 $l=0$ とする。

注3 開口部に対するひさしの長さ l は、1.5m以上とする

第2-10-16図 [参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

※ 参考通知

「局限化するための設備について」(H.1.3.3 消防危第15号通知)

「屋根のない貸駐車場について」(H.1.5.10 消防危第44号通知)

「漏洩局限化設備及び漏れた危険物を収納する設備について」

(H.1.5.10 消防危第44号質疑)

「可燃性の蒸気を検知する警報設備について」(H.1.5.10 消防危第44号質疑)

「上階の開口部の範囲」(H.1.5.10 消防危第44号質疑)

「ドレンチャー設備の設置による張出長さの算定等」(H.1.5.10 消防危第44号質疑)

「屋根の開口部」(H.1.5.10 消防危第44号質疑)

「ひさしの設置方法」(H.1.5.10 消防危第44号質疑)

「屋上の屋根のない駐車場のひさしの長さの特例について」

(H.1.12.21 消防危第114号質疑)

4 自家用給油取扱所

自家用給油取扱所の基準は、前記2及び3によるほか、次によること。

(1) 給油取扱所の空地は、政令第27条第6項第1号ハにより、自動車等が空地からはみ出した

まま給油することのないよう自動車等の大きさに応じた空地を必要とすること。

- (2) 固定給油設備等は、自動車等の出入りする側（通路等）の境界線から 4 m 以上、敷地境界線から 2 m 以上の間隔を保つこと。
- (3) 自動車等の出入りする側は、幅員 4 m 以上の空地に接していること。

※ 参考通知

「防火塀の緩和」(S. 37. 4. 6 自消丙予第 44 号質疑)

「給油取扱所の防火塀と保有空地」(S. 37. 8. 6 自消丙予第 77 号質疑)

「土木建設重機等への給油」(S. 48. 11. 6 消防予第 146 号及び S. 57. 5. 7 消防危第 56 号質疑)

「給油取扱所の敷地外にある地下専用タンクについて」(S. 42. 10. 23 自消丙予第 88 号質疑)

「自家用給油取扱所で自動車の冷房用エンジンに灯油を給油する行為について」

(S. 44. 4. 24 消防予第 133 号質疑)

「レンタカーに給油する給油取扱所について」(S. 55. 11. 14 消防危第 137 号質疑)

「自家用給油取扱所の範囲について」(S. 58. 11. 7 消防危第 106 号質疑)

「自家用給油取扱所の敷地外に設ける屋外貯蔵タンクと接続すること」

(H. 27. 4. 24 消防危第 91 号質疑)

「自家用給油取扱所の範囲について」(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

5 航空機給油取扱所

航空給油取扱所の基準は、前記 2 及び 3 によるほか、次によること。

- (1) 航空機に直接給油するための必要な空地は、エプロン全体とする必要はない。
(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)
- (2) 場内排水が直接敷地内の貯水池に入り、他に流出することがない場合であっても、排水溝及び油分離槽を設けること。(H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)
- (3) 規則第 26 条第 3 項 3 号に規定する「漏れた危険物の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着剤等を有効に保有していること。
(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)
- (4) 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫内に収納されている航空機の燃料タンクに格納庫外に停車している給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直接給油を行う施設の出入りする側に壁の設置について (H. 17. 12. 19 消防危第 295 号質疑)
- (5) 給油タンク車を用いる場合、給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、規則第 4 条第 2 項第 3 号に基づく図面に、予定されている給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。(H. 18. 4. 25 消防危第 106 号通知)
- (6) 規則第 26 条第 3 項第 6 号口の規定により、航空機給油取扱所の給油設備である給油ホースには、エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けることとされているが、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (H. 15 国土交通省告示第 1317 号) による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (H. 14 国土交通省告示第 619 号) 第 41 条に基づく排出ガス規制（以下「平成 17 年排出ガス規制」という。）に適合している場合には、これと同等以上の性能を有するものと認めても差し支えない。

(H. 19. 3. 29 消防危第 68 号質疑)

なお、当該給油ホース車が当該規制に適合していることは、次のア又はイのいずれかに

より確認する。

ア 道路運送車両法（S.26 法律第 185 号）第 62 条に基づく車検証、又は、東京国際空港制限区域安全管理規程第 48 条に基づく検査証に平成 17 年排出ガス規制の適合車である型式が示されている。

イ 平成 17 年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示している。

(7) 「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」

(H. 27. 12. 8 消防危第 268 号通知)

(8) 「航空機給油取扱所でアースに係る規定が削除されたこと」

(H. 28. 3. 1 消防危第 28 号通知)

6 船舶給油取扱所

船舶給油取扱所の基準は、前記 2 及び 3 によるほか、次によること。

(1) 規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 の 2 号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は第 2－10－3 表のとおり、タンクの容量の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

(H. 20. 5. 22 消防危第 264 号通知)

第 2－10－3 表

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量30kL未満のもの	0.3kL以上
タンク容量30kL以上1,000kL未満のもの	1kL以上
タンク容量1,000kL以上のもの	3kL以上

なお、H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知により、第 2－10－4 表に示す量の油吸着材を保有する場合は、第 2－10－3 表の区分に応じた量の油を吸着できる量の吸着材を保有しているものとみなすことができる。

第 2－10－4 表

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の量
タンク容量30kL未満のもの	30kg以上
タンク容量30kL以上1,000kL未満のもの	100kg以上
タンク容量1,000kL以上のもの	300kg以上

(2) 屋外貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンクを設ける場合は、それぞれ、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

(3) 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について

(H. 18. 4. 25 消防危第 106 号通知)

ア 船舶給油取扱所における給油方法に関する事項

船舶給油取扱所における給油方法は、①固定給油設備を用いる方法、②給油配管及びホース機器を用いる方法、③給油タンク車を用いる給油方法とすること。

なお、給油タンク車による給油は、ウ（イ）の場合を除き船舶給油取扱所以外の場所で行うことはできないものであること。

イ 船舶給油取扱所の技術上の基準に関する事項

（ア） 位置、構造及び設備の技術上の基準

α 給油設備

引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物のみの給油に用いる給油設備については、ウの給油タンク車とすることができること。

なお、船舶給油取扱所において給油に使用される給油タンク車を特定する必要はないものであること。

β 給油空地

給油タンク車がはみ出さず、また、安全かつ円滑に給油作業を行うことができる広さを有すること。

γ 転落防止措置

給油タンク車が海へ転落することを防止する措置を講ずることとされたこと。この措置としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。

（イ） 取扱いの技術上の基準

α 引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物以外の危険物を給油しないこと。

β 給油タンク車が移動しないための措置を講ずること。この措置としては、給油タンク車の車輪の前後に輪止めを置くこと等が該当すること。

γ 給油タンク車が給油空地からはみ出さないように停車させること。

δ 給油タンク車の給油ホースと給油を受ける船舶の燃料給油口とを緊結すること。

ε 軽油等静電気による災害発生のおそれのある危険物を給油する場合には、給油設備を接地すること。

ウ 船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の技術上の基準に関する事項

（ア） 位置、構造及び設備の技術上の基準

給油タンク車の位置、構造及び設備の技術上の基準については、航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準に加え、船舶が係留された状態で給油を行う取扱い形態を考慮し、次の基準が加えられていること。

α 結合金具

給油ホースは、その先端部に給油口と緊結できる結合金具が設けられていること。

β 引張力による給油ホースからの漏れ防止等の措置

給油中に給油ホースに著しい引張力が作用したときに、給油タンク車が引っ張られること及び給油ホース等の破断により危険物が漏れることを防止する措置を講ずることとされたこと。この措置としては、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、当該安全継手を設ける場合には、当該措置が有効に機能する位置（例えば結合金具の付近等）に設ける必要があること。

（イ） 航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車との兼用

給油タンク車が、船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準及び

航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準のいずれにも適合している場合には、船舶給油取扱所及び航空機給油取扱所のいずれにおいても給油することができる給油タンク車として用いることができること。

※ 参考通知

「船舶に対する給油（移動タンク貯蔵所から）について」（S. 52. 4. 19 消防危第 71 号質疑）

「船舶給油取扱所における油吸着材の保有量」（H. 1. 12. 21 消防危第 114 号質疑）

「漏れた危険物その他の液体を防止することができる措置」（H. 1. 5. 10 消防危第 44 号質疑）

7 鉄道給油取扱所

給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について

(H. 1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

8 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の基準は、前記 2 及び 3 によるほか、次によること。

(H. 10. 3. 11 消防危第 22 号通知、H. 29. 1. 26 消防危第 31 号通知)

(1) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 圧縮天然ガスタンド、液化石油ガスタンド及び防火設備

(ア) 圧縮天然ガスタンドとは、一般高圧ガス保安規則（S. 41 通商産業省令第 53 号）第 2 条第 1 項第 23 号の圧縮天然ガスタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管（ガス栓（ガス事業法（S. 29 法律第 51 号）と高圧ガス保安法（S. 26 法律第 204 号）の適用の境界となるガス栓で、通常「区分バルブ」といわれているもの）から先の部分に限る。）を主な設備とするものであること（図 1－1、図 1－2 参照）。

(イ) 液化石油ガスタンドとは、液化石油ガス保安規則（S. 41 通商産業省令第 52 号）第 2 条第 1 項第 20 号の液化石油ガスタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管を主な設備とするものであること（図 2－1、図 2－2 参照）。

(ウ) 防火設備（一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 39 号の防消火設備又は液化石油ガス保安規則第 6 条第 1 項第 31 号の防消火設備のうち防火設備をいう。（3）ア及びウを除き、以下同じ。）とは、火災の予防及び火災による類焼の防止のための設備であって、次のものをいう。

a 圧縮天然ガスタンド（一般高圧ガス保安規則第 7 条第 1 項に適合するものに限る。）を設けた施設にあっては、当該圧縮天然ガスタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガスタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。

b 液化石油ガスタンドを設けた施設にあっては、当該液化石油ガスタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガスタンドの受入設備若しくはその近傍に設けられ、又は当該液化石油ガスタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。

(2) 圧縮天然ガスタンド、液化石油ガスタンド及び防火設備の位置、構造及び設備の技術上

の基準

圧縮天然ガススタンド及びその防火設備については、一般高圧ガス保安規則第7条の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第8条の規定によるほか、規則第27条の3第6項各号に定める基準に適合することとされている。この場合、次の事項に留意すること。

ア 圧縮天然ガススタンド関係

(7) 圧縮機

- a ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。
- b 圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、貯蔵設備側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を貯蔵設備の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。
- c 自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機を鋼板製ケーシングに収める方法、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(4) 貯蔵設備

貯蔵設備は、専用タンクの注入口及び規則第25条第2号に掲げるタンクの注入口（以下「専用タンク等の注入口」という。）から8m以上の距離を保つこと。ただし、地盤面下又は次のa若しくはbに適合する場所に設置される場合にあってはこの限りでない。

- a 専用タンク等の注入口に面する側に防熱板が設けられている場所等、専用タンク等の注入口の周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所。
- b 専用タンク等の注入口との間に設けられた排水溝から、3m以上離れた場所。

なお、当該排水溝は、荷卸し時等に専用タンク等の注入口付近で漏えいした危険物が、排水溝を越えて貯蔵設備側に流出することのないよう十分な流下能力を有するものであること。

(ウ) ディスペンサー

- a ディスペンサーの位置は、給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）以外の場所とするほか、充填ホースを最も伸ばした状態においてもガスの充填を受ける自動車等が給油空地等に入らない等、自動車等が給油空地等においてガスの充填を受けることができない場所とすること。ただし、規則第27条の3第8項の規定による場合は給油空地に設けることができる。
- b ディスペンサーを給油空地に設ける場合、規則第27条の3第6項第6号イの規定により、防火設備の位置は給油空地等以外の場所とすることとされていることから、防火設備を設置することを要しないディスペンサーとすることが必要となること。
- c 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、圧縮天然ガスに加え可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
- d 自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。
- e 著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する

措置とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カプラーをいうこと。

- f 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(I) ガス配管

- a ガス配管の位置は、給油空地等以外の場所とすること。ただし、規則第 27 条の 3 第 8 項の規定による場合は給油空地に設けることができる。
- b 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例として、次のような方法があること。
 - (a) ガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法
 - (b) ガス配管を地下に埋設する方法
 - (c) ガス配管をトレンチ内に設置する方法
- c 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。
- d 漏れたガスが滞留するおそれのある場所の例として、ガスが有効に排出されないトレンチ内部があること。
- e 規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ニ(3)ただし書に規定する配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における 4 分の 1 以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆性能を有する構造のものとするほか、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
- f ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、圧縮機へ供給されるガスを受け入れるための配管及び貯蔵設備からガスを送り出すための配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

イ 液化石油ガススタンド関係

圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管についてはア(7)(bを除く。)、(イ)、(ウ)(aただし書及びbを除く。)、(I)(aただし書及びfのガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。)の事項に留意するほか、受入設備及び充填用ポンプ機器については以下の事項に留意すること。

(7) 受入設備

- a ローディングアーム、受入ホース等の受入設備の位置は、給油空地等以外の場所とするほか、当該受入設備に接続される液化石油ガスの荷卸し等を行う車両が給油空地等に入ることをしない場所に設けること。
- b 自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(イ) 充填用ポンプ機器

- a 液化石油ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措

置としては、次のようなものがあること。

- (a) 容積型ポンプにあっては、ポンプの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合に自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置
- (b) 遠心型ポンプにあっては、ポンプ吸入側で気体が吸入された場合にポンプを自動的に停止させる措置のほか、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものにあっては、自動的に吐出液の一部をポンプ吸入側に戻すこと等により圧力を最大常用圧力以下とする措置

b 自動車等の衝突を防止するための措置とは、充填用ポンプ機器の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(ウ) 防火設備関係

a 防火設備の位置は、給油空地等以外の場所とすること。

b 防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

(3) 地下室その他の地下に貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガススタンドの位置、構造及び設備の基準

地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する場合は、(2)アの該当事項を満足するほか、次の事項に留意すること。

ア 地下室

(ア) 地下室には地上に通ずる階段を設けるとともに、当該階段の地上部分（以下「地上部分」という。）は、固定給油設備及び固定注油設備からそれぞれ給油ホース又は注油ホースの長さに1mを加えた距離以上離し（地上部分を高さ2m以上の不燃材料で造られた壁で区画する場合を除く。）、通気管の先端部から水平に4m以上の距離を有すること。ただし、次のa又はbのいずれかの措置を講じた場合にあっては、通気管に対する距離を1.5m以上とすることができる。

a 地上部分の屋根、壁等を不燃材料で造り、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備（政令第9条第1項第7号の防火設備をいう。以下(3)ア及びウにおいて同じ。）を設けることにより、内部に可燃性蒸気が流入するおそれのない構造とする場合。なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラスのはめ殺し戸に限り認められるものであること。

b 地上部分が開放された構造で、次の要件を満足する場合。

(a) 地上部分に高さ60cm以上の不燃性の壁を設け、当該地上部分の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること。

(b) 地下室に通ずる階段の最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように検知設備（以下「可燃性蒸気検知設備」という。）を設けるとともに、当該設備と連動して作動する換気装置を設けること。

(イ) 地上部分は、専用タンク等の注入口より2m以上離して設けること。ただし、当該地上に係る部分が、高さ2m以上の不燃性の壁により専用タンク等の注入口と区画されている場合にあっては、この限りでない。

(ウ) 地上部分は、給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと排水溝等により区画すること。

- (イ) 地下室又は階段の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること。
- (オ) 地下室には出入口及び吸排気口以外の開口部を設けないこと。
- (カ) 階段の地上への出入口には、高さ 15 cm 以上の犬走り又は敷居を設けること。
- (キ) 地下室上部にふたを設ける場合は、ふたのすき間等から漏れた危険物その他の液体が浸透しない構造とすること。
- (ク) 地下室は、天井部等に漏れたガスが滞留しない構造とすること。
- (ケ) 地下室には、点検等が可能な通路等を確保すること。
- (コ) 地下室には、常用及び非常用の照明設備を設けること。

イ 換気設備

- (ア) 吸気口は、地上 2 m 以上の高さとし、通気管又は吸気口より高い位置にある危険物を取り扱う設備から水平距離で 4 m 以上離して設けること。ただし、吸気口を通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設ける場合は、この限りでない。
- (イ) 排気口は、地上 5 m 以上の高さとし、ガスが滞留するおそれのない場所に設けること。
- (ウ) 換気設備は、700 m³/hr 以上の換気能力を有する常時換気設備とすること。
- (エ) 換気設備は、地下室の天井部等にガスが滞留しないように設けること。

ウ ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備等

- (ア) 地下室に設置される圧縮天然ガススタンドの設備の周囲の漏れたガスが滞留するおそれのある場所には、爆発下限界の 4 分の 1 以下の濃度でガスの漏えいを検知し、その濃度を表示するとともに警報を発する設備（以下「ガス漏えい検知警報設備」という。）を有効にガス漏れを検知することができるように設けること。また、ガス漏れを検知した場合に、設備を緊急停止することができる措置を講ずること。
- (イ) 地下室に通ずる階段には、可燃性蒸気が滞留するおそれのある最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように可燃性蒸気検知設備を設けること。ただし、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること等により、階段に可燃性蒸気が滞留するおそれのない場合にあっては、この限りでない。
- (ウ) ガス漏れや可燃性蒸気の滞留が発生した場合、ガス漏えい検知警報設備及び可燃性蒸気検知設備により、地下室内に警報する措置を講ずること。
- (エ) 地下室には熱感知器及び地区音響装置を設けるとともに、事務所等へ受信機を設けること。

エ その他

- (ア) 地下室内には、室外から操作することのできる防消火設備を設けること。
- (イ) ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備、換気設備、防火設備及び地下室内設置非常用照明設備には、停電時等に当該設備を 30 分以上稼働することができる非常用電源を設けること。
- (ウ) 政令第 17 条第 3 項で準用する同条第 2 項に定める屋内給油取扱所に設ける場合にあっては、政令第 17 条第 2 項第 10 号の規定に抵触しない構造とすること。

(4) その他の位置、構造及び設備の技術上の基準

- ア 防火設備から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口

付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする
こと。

イ 簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、
充填用ポンプ機器、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備（地盤面下に設置されたものを
除く。）に達することを防止するための措置は、簡易タンク及び専用タンク等の注入口と圧縮
天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備との間に排水溝を設置すること等を
いうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深
さ、勾配等）が十分なものとする。

ウ 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タ
ンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置とは、これらの設備の周囲に防護柵又は
ポール等を設置する方法があること。

エ 圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備（ガスが通る部分）で火災が
発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置としては、
簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に防熱板
等を設置する方法があること。

(5) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合

ア 要件

下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす場合は、規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ(1)及
びニ(1)の規定にかかわらず、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空
地に設置することができる。なお、当該給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲
に保有する空地をいい、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含
まれないこと。

(ア) 給油空地において、ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有す
るもの又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（以下「ガソリ
ン等」という。）を取り扱わず、軽油のみを取り扱う場合。

(イ) 次の a ～ c に掲げる措置をすべて講じた場合

a 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を設置した給油空地に設ける
固定給油設備の構造及び設備は次によること。

(a) 給油ホース（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）の先端部に、手動開閉
装置を備えた給油ノズルを設けること。

(b) 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を
備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないも
の（非ラッチオープンノズル）の二種類があり、手動開閉装置を固定する装置を備え
た給油ノズル（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）にあっては、次の A 及
び B によること。

A 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停
止する構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ノズルの給油口から
の離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除さ
れる構造等があること。

- B 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のものとすること。
構造の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。
- (c) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとすること。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L 毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。
- (d) 1 回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとすること。当該構造は次の A 及び B によること。
- A 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。
- B 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1 回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は 100L を標準とすること。
- (e) 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。）には、当該設備が点灯した場合において当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）によること。立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。
- b 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮天然ガス充填場所等」という。）に達することを防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮天然ガス充填場所等とが重複しないようにする方

法がある。この場合、次の事項に留意すること。

(a) ガソリン等の漏えいが想定される範囲について

A 漏えい起点となる範囲

固定給油設備又は給油中の自動車等からガソリン等が漏えいする場合、その漏えい起点となる範囲は、給油するために給油ノズルが固定給油設備から自動車等の給油口まで移動する範囲及びガソリン等を給油するために自動車等が停車する場所とすること（図3参照）。

B 漏えい想定範囲

ガソリン等の漏えいが想定される範囲は、Aの漏えい起点となる範囲から、当該給油空地の形態に応じ、申請者により検証された漏えい想定範囲とするほか、図4に示す漏えい想定範囲を参考とすることができること。

(b) 圧縮天然ガス充填場所等について

A 圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー付近で、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所とすること。

B 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分とすること。

(c) その他

- (a)又は(b)に関する事項について、当該場所の範囲を確認するため、許可申請書の添付書類においてその場所(範囲)を明らかにしておくこと。また、給油空地の傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等やアイランドを適切に配置した例を図5、図6に示す。
- c 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

イ その他

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮天然ガス用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮天然ガスの充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。ただし、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。

留意事項

(1) 消防法上の設置の許可に係る事項

- ア 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第5条及び第14条）を受ける必要がある。この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に消防法の許可申請を受理する必要があること。なお、規則第27条の3第6項第4号から第6号に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定（圧

イ 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第 20 条）が行われることを踏まえ、規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号に掲げる設備における完成検査（法第 11 条第 5 項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

-

[illegible]

図 1-2 圧縮天然ガススタンドの概要図 (例)

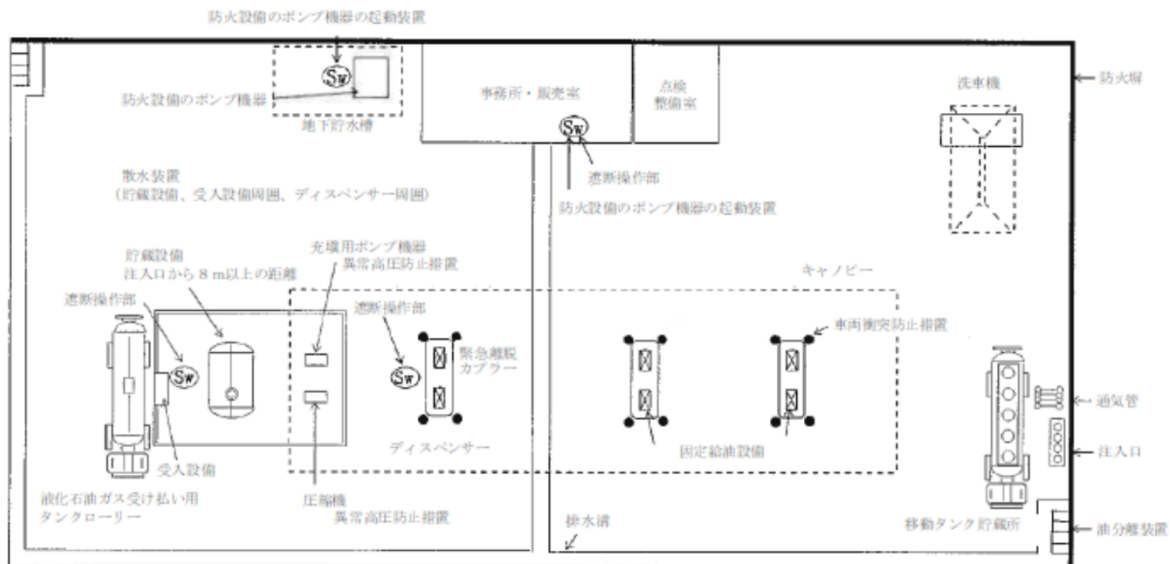


図 2-1 液化石油ガス充填設備設置給油取扱所のモデル図

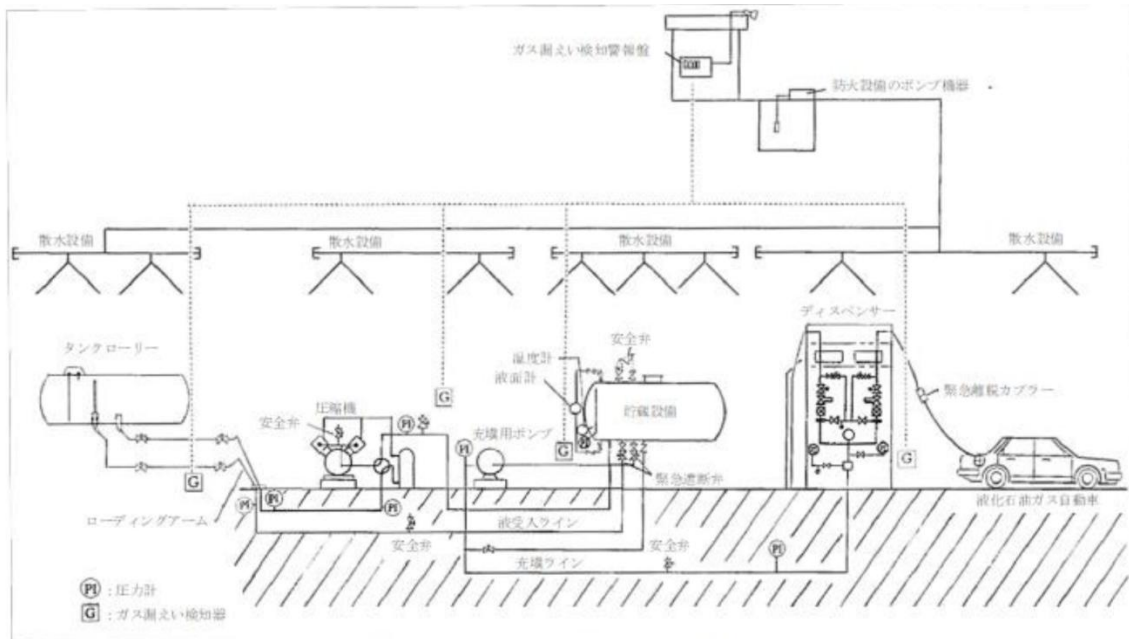


図 2-2 液化石油ガススタンドの概要図（例）

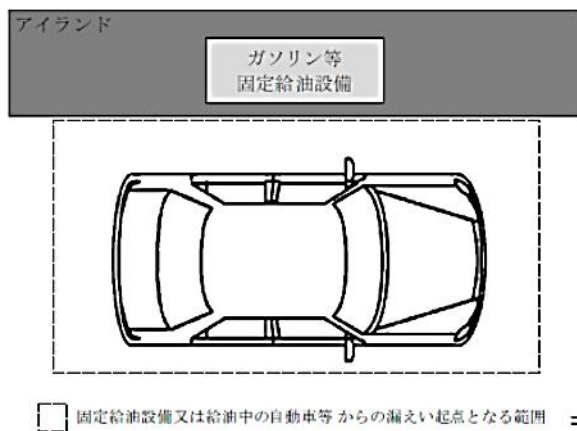


図3 漏えい起点となる範囲

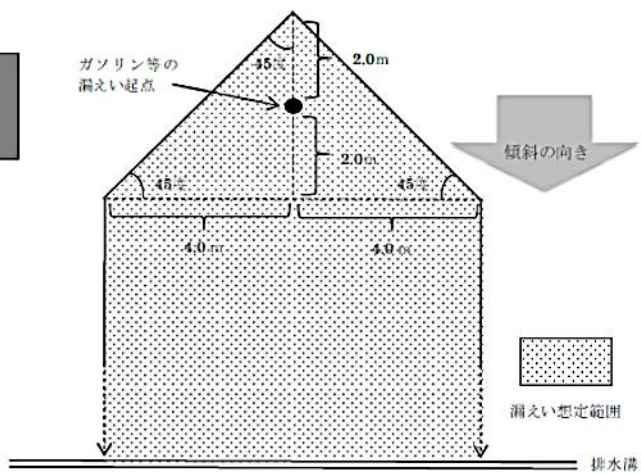


図4 検証に基づく漏えい想定範囲
条件 { 給油ノズルの吐出量：毎分50リットル
傾斜の勾配：1/100～1/75 }

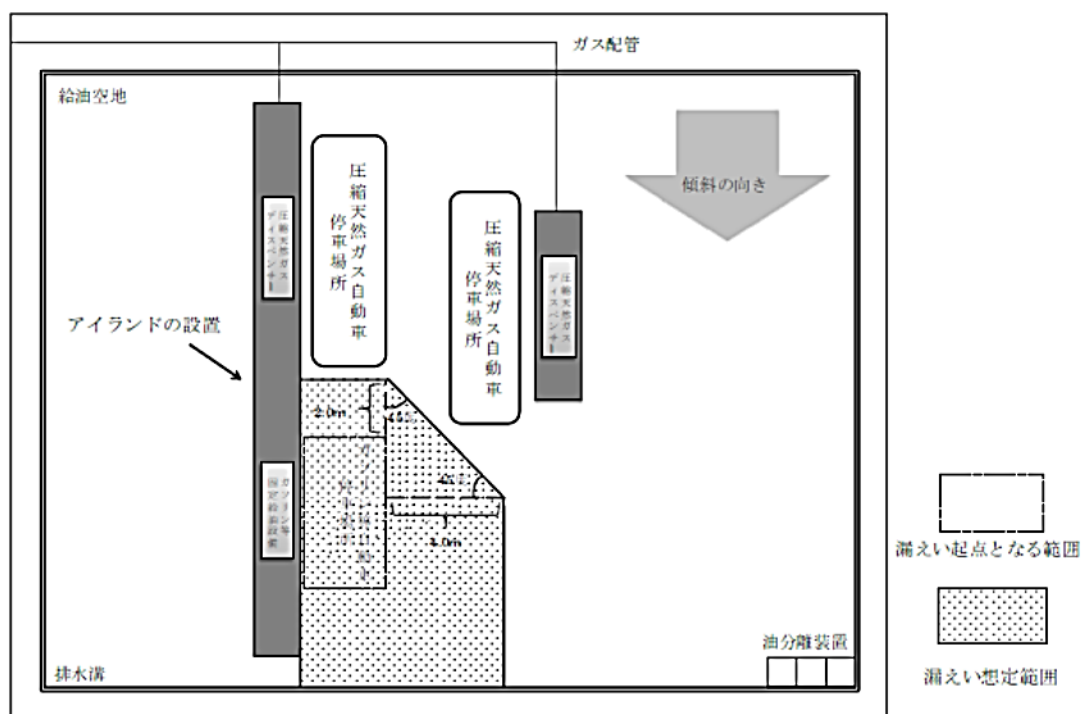


図5 具体例1
条件 { 給油ノズルの吐出量：毎分50リットル
傾斜の勾配：1/100～1/75 }

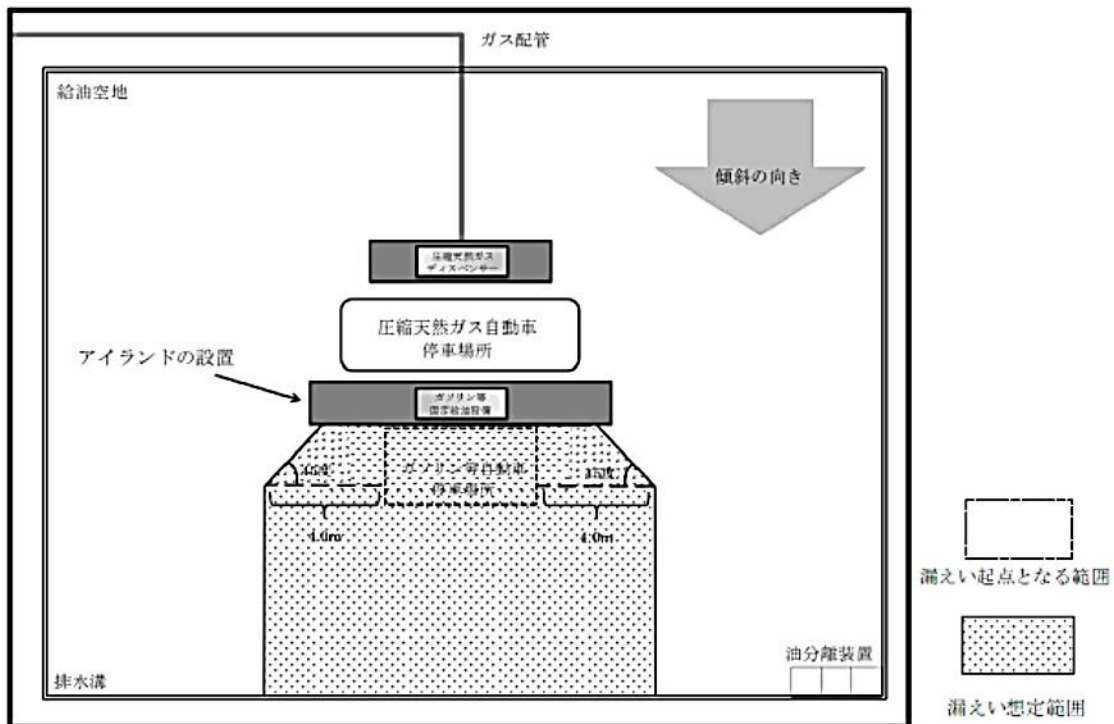


図6 具体例2

条件 $\left\{ \begin{array}{l} \text{給油ノズルの吐出量：毎分 50 リットル} \\ \text{傾斜の勾配：} 1/100 \sim 1/75 \end{array} \right\}$

※ 参考通知

「防火設備を設置することを要しないディスペンサー」(H. 29. 3. 31 消防危第 71 号質疑)

「給油空地内に、圧縮天然ガススタンドのガス配管を設置するためのトレンチを設けること
又はガソリン等の漏洩範囲を限定することを目的に給油空地内に溝を設けること」

(H. 29. 3. 31 消防危第 71 号質疑)

9 圧縮水素充填設備設置給油取扱所

圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準は、前記 2 及び 3 によるほか、次によること。

(H. 27. 6. 5 消防危第 123 号通知、R. 1. 8. 27 消危第 118 号通知)

(1) 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 圧縮水素スタンド、防火設備及び温度の上昇を防止するための装置の定義に関する事項

(ア) 圧縮水素スタンドとは、一般高圧ガス保安規則 (S. 41 通商産業省令第 53 号) 第 2 条第 1 項第 25 号に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、液化水素を貯蔵する液化水素の貯槽、液化水素を直接昇圧する液化水素昇圧ポンプ、液化水素を気化する送ガス蒸発器、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充填するディスペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスを外部から受け入れるための受入設備の一部で構成されている。また、改質装置とは、ナフサなどの危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。

(イ) 防火設備とは、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(ウ) 温度の上昇を防止するための装置とは、蓄圧器及び圧縮水素を供給する移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(2) 圧縮水素スタンドの各設備に係る技術上の基準に関する事項

圧縮水素スタンド（常用の圧力が 82MPa 以下のものに限る。以下同じ。）を構成する各設備は、一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 の規定によるほか、規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号に定める基準に適合することとされているが、この場合、次の事項に留意すること。

ア 液化水素の貯槽

自動車等（自動車、原動機付自転車その他の当該設備に衝突した場合に甚大な影響を及ぼすおそれのあるものをいう。以下同じ。）の衝突を防止するための措置とは、液化水素の貯槽の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

なお、液化水素の貯槽を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

イ 液化水素昇圧ポンプ

自動車等の衝突を防止するための措置とは、液化水素昇圧ポンプの周囲に保護柵又はポール等を設ける必要があること。

なお、液化水素昇圧ポンプを自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

ウ 送ガス蒸発器

自動車等の衝突を防止するための措置とは、送ガス蒸発器の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

なお、送ガス蒸発器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

エ 圧縮機

(ア) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。

(イ) 圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、蓄圧側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。

(ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

なお、圧縮機を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

オ 蓄圧器

自動車等の衝突を防止するための措置とは、蓄圧器の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

なお、蓄圧器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じら

れているものとみなすこと。

カ ディスペンサー

- (ア) 自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。
- (イ) 著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カプラーをいうこと。
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。
- (エ) 自動車等の衝突を検知する方法とは、衝突センサー等を設ける方法があること。

キ 液化水素配管及びガス配管

- (ア) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例としては、次のような方法があること。
 - a 液化水素配管及びガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法
 - b 液化水素配管及びガス配管を地下に埋設する方法
 - c 液化水素配管及びガス配管をトレンチ内に設置する方法
- (イ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、液化水素配管及びガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。
- (ウ) 液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置とは、液化水素配管又はガス配管が地上部（キャノピー上部を除く。）に露出している場合に液化水素配管及びガス配管の周囲に防熱板を設ける方法があること。
- (エ) 配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあっては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。
- (オ) 蓄圧器からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、蓄圧器からガスを送り出すためのガス配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

ク 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備

- (ア) 受入設備とは、液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入れのために設置される設備であり、例えば液化水素の充填車両と液化水素の貯槽との接続機器等（受入ホース、緊結金具等）や液化水素の貯槽の充填口等をいう。
- (イ) 給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所とは、給油空地等に液化水素、圧縮水素又は液化石油ガスの充填車両が停車し、又は受入設備と当該充填車両の接続機器（注入ホース、緊結金具等）等が給油空地等を通過した状態で受入れを行うことができない場所であること。
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に保護柵又はポール等を設

ける方法があること。

なお、受入設備を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

(3) その他の技術上の基準に関する事項

上記(2)のほか、規則第 27 条の 5 第 6 項に規定される技術上の基準に係る運用については、次の事項に留意すること。

ア 改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に設置する障壁は、次のいずれかによるものとする。

なお、液化水素の貯槽については、加圧蒸発器及びバルブ類、充填口、計測器等の操作部分が障壁の高さよりも低い位置となるように設置すること。

(7) 鉄筋コンクリート製

直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12 cm 以上、高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

(イ) コンクリートブロック製

直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充填した厚さ 15 cm 以上、高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のもの。

(ウ) 鋼板製

厚さ 3.2 mm 以上の鋼板に 30 × 30 mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40 cm 以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ 6 mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれにも 1.8 m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

イ 防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。

なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。

ウ 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、ディスペンサーに達することを防止するための措置とは、固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等とディスペンサーの間に排水溝を設置すること等をいうこと。

なお、排水溝は、散水装置等の設置状態及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。

エ 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置とは、これら設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

オ 圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止するため

の措置とは、簡易タンクと圧縮水素スタンドの設備の間に防熱板を設ける方法があると。

カ 固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置とは、固定給油設備又は固定注油設備における火災の輻射熱により、液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置をいうこと。液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置としては、障壁により輻射熱を遮る措置や、障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置が考えられる。

なお、その他の方法により有効に火災の輻射熱による液化水素の貯槽内の圧力の著しい上昇を防止する対策についても今後検討していく必要がある。

(7) 障壁により輻射熱を遮る措置

固定給油設備及び固定注油設備と液化水素の貯槽との間に、液化水素の貯槽の高さよりも高い障壁を設けること。

なお、液化水素の貯槽の高さとは、地盤面から貯槽の貯蔵容器の頂点までの高さであること。

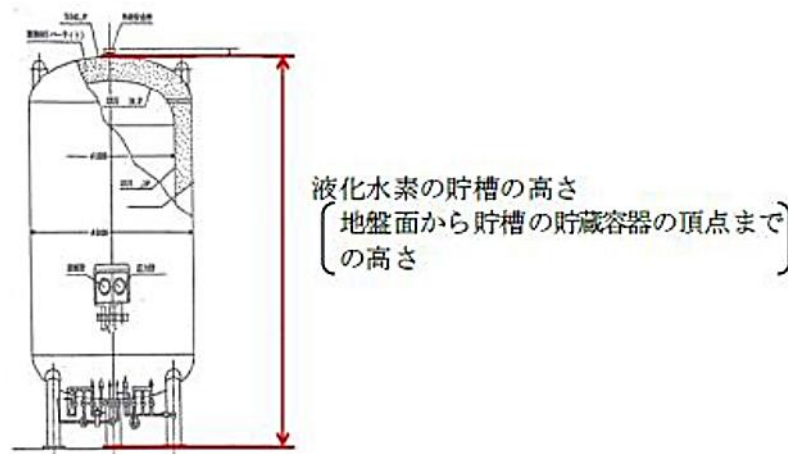


図1 液化水素の貯槽の高さ

(イ) 障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置（障壁の高さが液化水素の貯槽の高さ以下の場合）液化水素の貯槽が、火災時の火炎に30分間以上耐えることができ、かつ、貯槽の外面の温度が650℃までであれば貯槽内の許容圧力を超えないよう安全装置の吹き出し量が設計されているもの注）については、30分以内に貯槽表面の温度が650℃に達しないことを前提として、例えば、障壁の高さが2mの場合については、表1に示す措置を講ずること。

なお、1の固定給油設備でガソリンと軽油の両方の油種を給油出来る場合は、両方を満たすよう措置を講ずること。

注）「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」（H. 24. 12. 4 商局第6号）

「13. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置」2. 2(2)イ（i）参照

表1 高さ2 mの障壁における障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置

対称設備	油種	最大吐出量	措置	
			障壁から必要な最短水平距離を確保する方法 (図2参照)	固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法 (図3参照)
固定給油設備	ガソリン	50 L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.1m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で3.9m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
	軽油	180 L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		90 L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で5.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
固定注油設備	灯油	180 L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で3.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.5m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		60 L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で4.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。

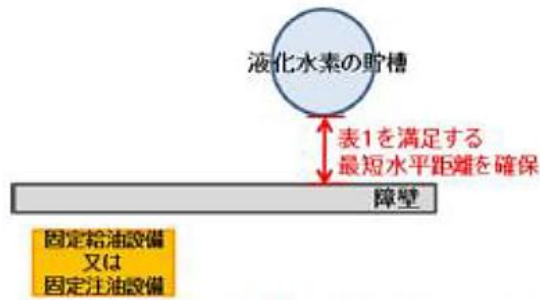


図2 障壁から必要な最短水平距離を確保する方法

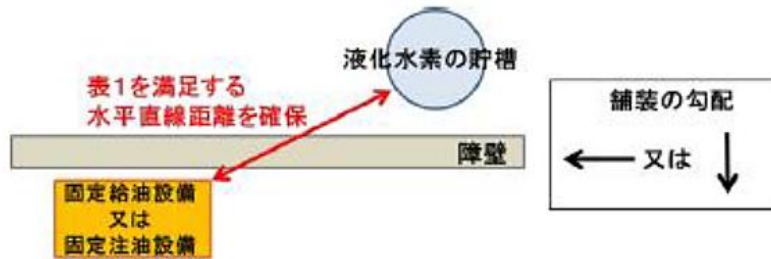


図3 固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法

(4) 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管の給油空地への設置に係る技術上の基準に関する事項

ア 給油空地において軽油のみを取り扱う場合、及び次に掲げるすべての措置を講じた場合は、規則第27条の5第5項第3号ト(1)及びチ(1)の規定にかかわらず、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができること。

なお、当該給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地をいい、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

(7) 固定給油設備のうち、ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を設置するものの構造及び設備は次によること。

a 給油ホース（ガソリン、第4類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの又は第4類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（以下「ガソリン等」という。））を取り扱うものに限る。以下同じ。）の先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

b 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の2種類があり、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）を設ける固定給油設備は、次の措置を講ずること。

(a) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとすること。構造の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

(b) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のものとすること。構造

の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差し込んで発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

(C) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとすること。この場合、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズルにあっては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあっては、15L 毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(d) 1 回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとすること。当該構造は次によること。

A 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。

B 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1 回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は 100L を標準とすること。

(e) 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあっては、ホース機器。）には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）によること。立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

(イ) 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、給油空地内の圧縮水素を充填するために自動車等が停車する場所及び圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮水素充填所等」という。）に達することを防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮水素充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮水素充填場所等とが重複しないようにする方法がある。

なお、ガソリン等の漏えいが想定される範囲や配置の例については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」（H. 10. 3. 11 消防危第 22 号）第 1 の 5(1)、イ（イ）に掲げる留意事項を参考とすること。

(ウ) 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

イ 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮水素用の POS 用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮水素の充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。この場合、ディスペンサー及び POS 用カードリーダー等の設備は、漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあっては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

留意事項

(1) 消防法上の設置の許可に係る事項

ア 圧縮水素充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第 11 条第 1 項の許可の他に高圧ガス保安法（S. 26 法律第 204 号）第 5 条又は第 14 条の許可を受ける必要がある。その場合、高圧ガス保安法の許可後に、消防法の許可を行う必要があること。なお、規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号に掲げる設備が、一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

イ 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第 20 条）が行われることを踏まえ、規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号に掲げる設備における完成検査（法第 11 条第 5 項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

(2) 予防規程に定めるべき事項

予防規程の中に、圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること（規則第 60 条の 2 第 11 号）。

(3) その他

圧縮水素スタンドに係る高圧ガス関連設備については、様々な仕様のものが設置される可能性があることから、消防機関等において、固定給油設備から漏えいしたガソリン火災の輻射熱の影響等の検証を行う際には、輻射熱計算シミュレーションツール（URL: <https://www.fdma.go.jp/publication/#tool>）を活用されたいこと。

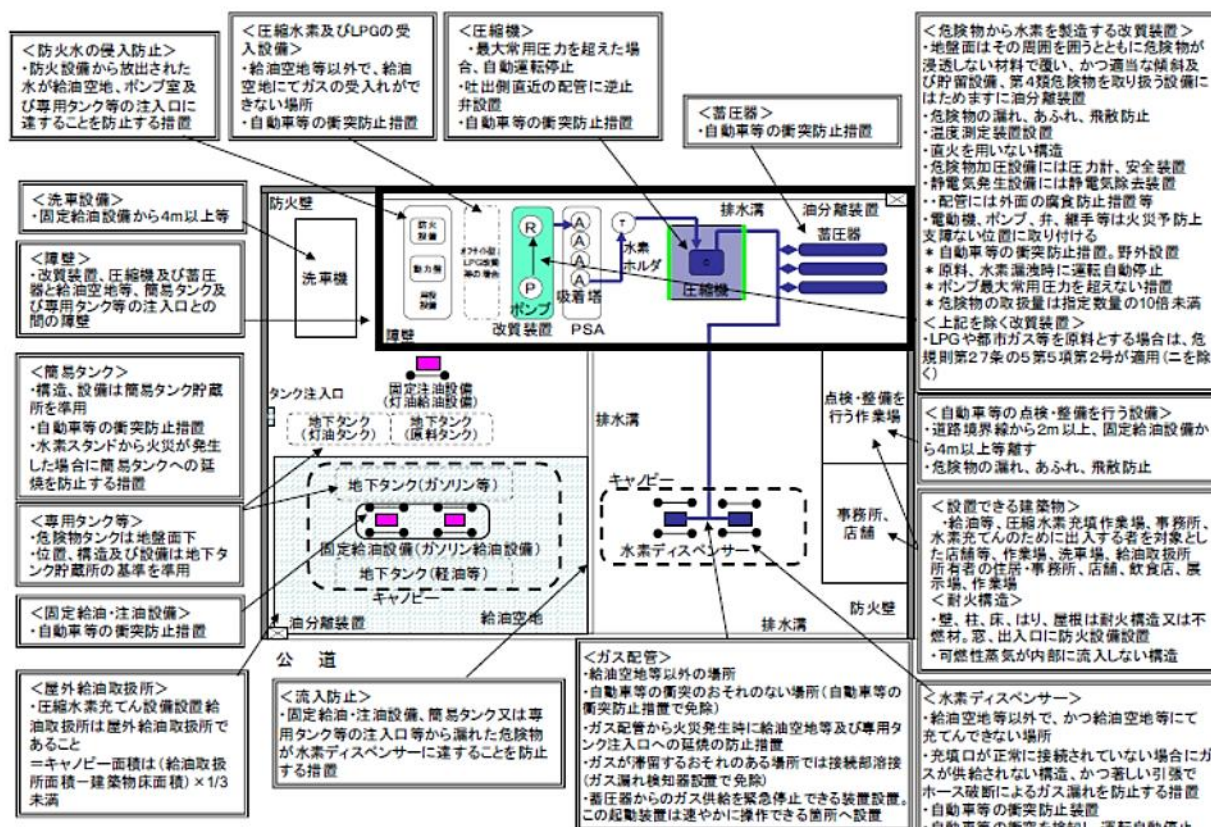


図4 改質装置を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の例

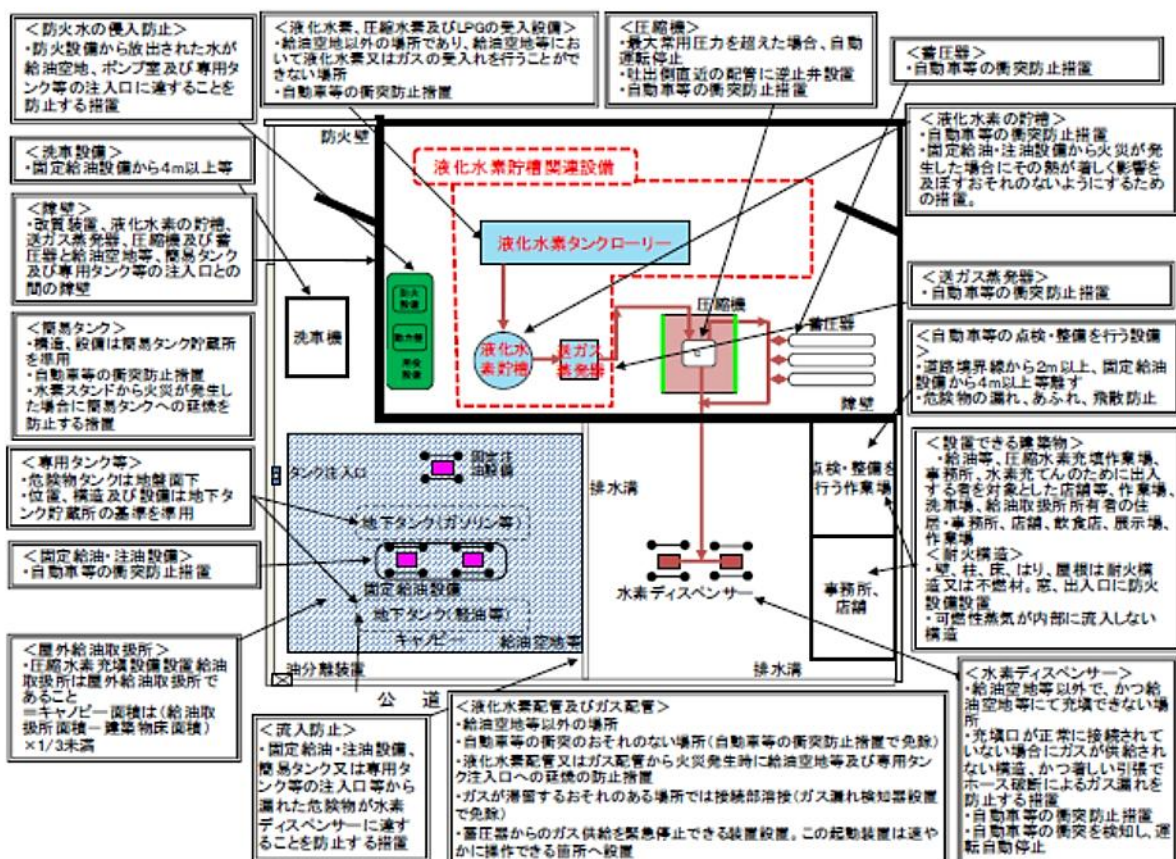


図5 液化水素の貯蔵を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の例

※ 参考通知

「ガソリンと水素の両方を燃料とする水素ガスエンジン自動車に対して、給油取扱所でガソリンの給油を、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所でガソリンの給油又は水素の充てんを行っても差し支えない。」(H. 19. 3. 29 消防危第 68 号質疑)

「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」

(H. 24. 5. 23 消防危第 140 号通知、H. 24. 12. 18 消防第 263 号通知)

10 セルフ給油取扱所

- (1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自動車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰替えさせることができる給油取扱所であること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはできないものであること。

(H. 10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

- (2) セルフ給油取扱所については、政令第 17 条第 1 項から第 4 項までに掲げる基準（屋外給油取扱所、屋内給油取扱所、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び自家用給油取扱所に限る。）を超える特例（規則第 28 条の 2 の 5 から第 28 条の 2 の 7）の定めによること。

(H. 10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

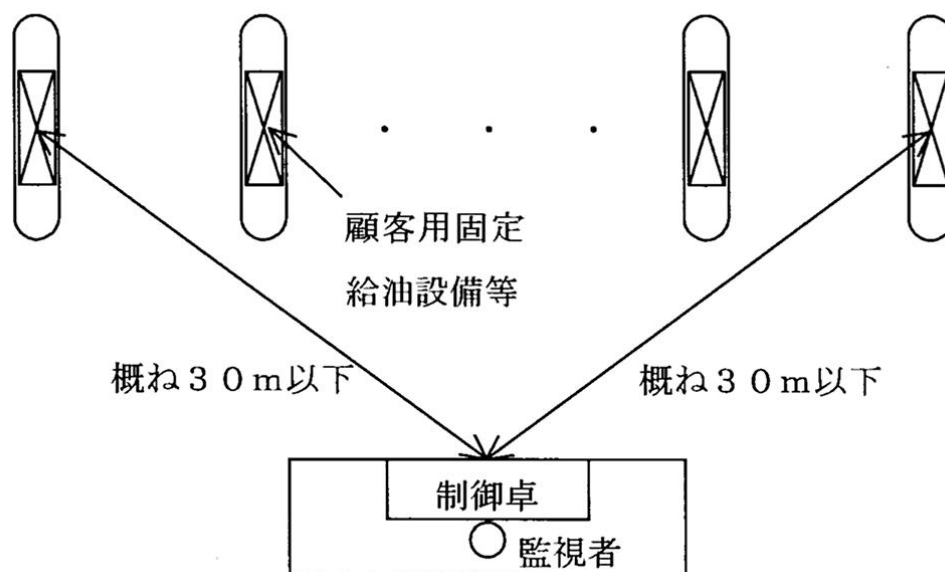
- (3) 制御卓、その他の設備

ア 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。この場合、直接視認できるとは、給油される自動車等が無い場合において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

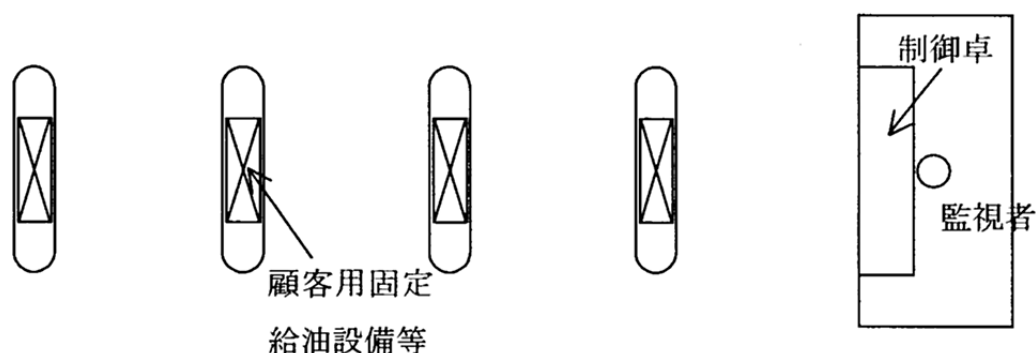
(H. 10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

上記によるほか、次により指導する。

- (ア) 制御卓は、給油空地等に面した窓際に設置し、壁、掲示物等による視認障害が生じないようにすること。
- (イ) 一の制御卓と顧客用固定給油設備等の配置は、第 2－10－17、18 図の例を参考にすること。
- (ウ) 給油される自動車等が無い場合において、顧客用固定給油設備等の直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、監視設備により常時視認できるものであること。



第2-10-17図 一列に配置する場合の好ましい配置例
※ 制御卓からの監視範囲の視野は180度以内とすること



第2-10-18図 一列に配置する場合の好ましくない配置例

※ 制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けた場合にあってはこの限りでない

イ セルフサービスとフルサービスが混在する給油取扱所においても、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置（緊急停止スイッチ）を設けること。

(H.10.3.13 消防危第25号通知)

ウ コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めて差し支えないものであること。(H.10.10.13 消防危第90号質疑)

エ 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いても差し支えないものであること。ただし、当該機器は有線放送よりも指示の放送が優先されるものであること。(H.10.10.13 消防危第90号質疑)

オ 可搬式の制御機器を設けた場合の技術上の基準は次のとおりとすること。

(R2. 3. 27 消防危第 87 号通知)

- (ア) 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。
- (イ) 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、上記(1)の範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。
- (ウ) 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。

※ 参考通知

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(H. 10. 3. 13 消防危第 25 号通知) 改正 (H. 12. 2. 1 消防危第 12 号通知) 改正 (H. 24. 3. 30 消防危第 91 号通知) 改正 (H. 24. 5. 23 消防危第 138 号通知) 改正 (R. 1. 8. 27 消防危第 119 号)

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における静電気対策について」

(H. 13. 8. 13 消防危第 95 号通知)

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における監視者の服装について」

(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の点検方法について」(H. 31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

11 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策に係る事項

地下貯蔵タンクの流出事故防止対策に係る事項については、第 6 節(地下タンク貯蔵所の基準) 23 の例によること。

12 単独荷卸しに係る運用について

単独荷卸しに係る運用については執務資料 9「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」によること。(H. 17. 10. 26 消防危第 245 号通知、H. 30. 3. 30 消防危第 44 号通知)

13 その他

給油取扱所において、トラック等の荷台に積載されたプレジャーボート、重機、発電機等に給油する行為は、危険物の規制に関する政令第 3 条第 1 項第 1 号「自動車等」の中に、「航空機、船舶、気動車その他動力源として危険物を消費する『燃料タンク』を内蔵するもの全てが含まれる」と、逐条解説危険物政令に記載されているため、給油取扱所の通常行為となる。したがって、給油量についても、制限はない。また、セルフ給油取扱所において従業員が同様の行為をする場合は問題ないが、顧客が同様の行為をする場合は認められない。